

令和3年4月12日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年(行ウ)第4号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和3年2月8日

判 決

金沢市

原 告

金沢市鞍月1丁目1番地

被 告

石川県知事 谷本正憲

同訴訟代理人弁護士

小堀秀行

森岡真一

並木信明

浅野裕一

宮本喜隆

小杉浩

北村都

山村拓

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、別表「議員氏名」欄記載1ないし5の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額及びこれに対する令和元年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、石川県（以下、単に「県」ということがある。）の住民である原告が、
石川県議会の議員である別表「議員氏名」欄記載の各議員（以下「本件各議員」と総称する。）が平成30年度に県から交付を受けた政務活動費を支出したことについて、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額の支出は違法であり、本件各議員は、県に対し、違法に支出された上記金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和元年5月8日（平成30年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 地方自治法

（調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等）

第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(2) 石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年石川県条例第22号。

以下「本件条例」という。甲1,乙7)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定により、石川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の請求、交付等)

第8条 会派の代表者及びその所属議員は、前条第1項の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月（中略）に、当該四半期に属する月数分（中略）の政務活動費を知事に請求するものとする。（以下省略）

(収支報告書)

第9条 会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

(中略)

4 会派の代表者及びその所属議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収

書その他の支出を証する書面の写し（中略）を併せて提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第10条 会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入の総額からその年度において行った政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

（議長の調査及び透明性の確保）

第12条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

別表（2条関係）

政務活動に要する経費	内容
調査研究費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
広聴広報費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

（研修費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費及び事務費は省略。）

（3）石川県政務活動費運用基準（マニュアル）

「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）」（乙7。以下「本件マニュアル」という。）は、石川県議会が制定し、平成29年4月に改訂したもの

であり、その定めは別紙「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）」のとおりである（本件マニュアルの目次記載3、7及び9ないし12は省略。ただし、同9のうち①調査研究費、③広聴広報費及び⑩人件費は省略せず。）。

3 前提事実（当事者間に争いがない事実及び後掲証拠又は弁論の全趣旨によつて容易に認定することができる事実）

(1) 当事者等

原告は、県の住民である。

被告は、県の執行機関である。

本件各議員は、いずれも平成30年度中に石川県議会議員の職にあった者である（以下、別表の「議員氏名」欄記載の議員の氏をもって、それぞれ「稻村議員」などという。）。

(2) 政務活動費の交付

被告は、本件各議員に対し、平成30年度分の政務活動費として各360万円を交付した。

(3) 政務活動費の支出

本件各議員は、平成30年度中に、別紙1ないし8における「支出内容」及び「支出金額」欄記載の各費用のうち、全部又は一部に相当する金額を同年度に交付を受けた政務活動費から支出した（以下「本件各支出」という。）。

政務活動費から支出した金額は、対応する上記各表の「充当額」欄記載のとおりである。（弁論の全趣旨）

本件各議員は、本件条例9条及び本件マニュアルに基づき、令和元年5月7日までに、石川県議会議長（以下、単に「議長」ということがある。）に対し、平成30年度の政務活動費收支報告書（以下、単に「收支報告書」という。）及び政務活動報告書（以下、收支報告書と併せて「收支報告書等」という。）を提出した。

(4) 本件訴訟に至る経緯

原告は、令和元年12月12日、本件各議員が平成30年度中の政務活動費を充当した費用の中には充当が許されない違法な支出が含まれるなどと主張して、同支出に係る政務活動費の返還請求をするよう被告に勧告することを求める住民監査請求を行ったが、石川県監査委員は、令和2年2月6日付で、原告に対し、請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲8）。

原告は、同年3月6日、本件訴えを提起した。

(5) 収支報告書の修正

ア 下沢議員は、令和2年1月20日、議長に対し、当初の収支報告書記載の調査研究費支出の一部（別紙3番号21）について、領収書の記載に誤りがあったとして、これを削除する旨の修正報告を行った（乙1）。

イ 藤井議員は、同日、議長に対し、当初の収支報告書記載の調査研究費の一部（別紙8番号105, 199）について、支出項目に誤りがあったとして、上記番号105の支出の一部（980円）を要請陳情等活動費とし、上記番号199の支出の一部（1000円）を会議費とする旨の修正報告を行った（乙8）。

4 爭点

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか
- (2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等

5 爭点に関する当事者の主張

- (1) 爭点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか）について

ア 原告の主張

本件各議員は、平成30年度中に、別紙1ないし8における「支出内容」「支出金額」欄記載の各費用のうち、対応する上記各表の「充当額」欄記載のとおり、その全部又は一部に相当する金額を同年度に交付を受けた政務活動費から支出した（本件各支出）。

しかしながら、本件各支出のうち、対応する上記各表の「違法額」欄記載の金額（ただし、別紙7番号35については、「586,062」（円）と訂正する。以下同じ。）は、政務活動費を充てることができないものである。その理由は、以下のとおりである。

5 (ア) 政務活動費を充てることができる支出

地方自治法100条14項は、普通地方公共団体が会派又は議員に交付した「政務活動費を充てができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定する。

それゆえ、本件条例は、2条1項において、「政務活動費は、会派及び議員が実施する政務活動に要する経費に対して交付する」とし、同条2項では「別表に定める政務活動に要する経費に充てること」と規定し、同別表（2条関係）（以下「本件条例別表」という。）において各「政務活動に要する経費」の「内容」を規定する（以下、本件条例別表に定める政務活動に要する経費を「条例所定経費」という。）。加えて、本件条例は、「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない」と規定する（9条4項）。

そのため、当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面を議長に提出していない支出は、政務活動に要する経費であるとは認められない。政務活動費支出証明書及び政務活動報告書は、議員自らが作成した自己証明の文書であるところ、かかる文書は客観的な当該支出であることを裏付ける証拠と認められないことが一般的であるから、本件条例に規定する「その他の支出を証する書面」ではない。

また、本件マニュアルは条例ではないし、本件条例は使途基準の規定をしていないゆえに「その細目を定める」とも規定していないから、本件マニュアルにおいてそれらを規定することはできない。したがって、

本件マニュアルに従って政務活動費を充当したのだから違法ではない旨の被告の主張は、地方自治法及び本件条例に根拠がなく失当である。

(イ) 収入額を超える支出額

地方自治法 100 条 14 項に規定する「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」である政務活動費は、県が交付した政務活動費であるゆえに、未執行がない場合は、本件条例 9 条 1 項に規定する収支報告書の「収入及び支出」は同額となるのであって、本件条例の規定で使途管理されている支出について、収支報告書において収入額を超える支出額は存在しないはずである。

ところが、稻村議員、下沢議員及び藤井議員は、各議員の平成 30 年度の収支報告書（甲 2, 3, 6）に収入額を超える支出額を記載していることから、同報告書の記載には地方自治法及び本件条例に違反する支出が含まれており、このことは、同議員らの政務活動費の使途管理に問題があることを裏付けるものである。

(ウ) 調査研究費

本件各支出のうち調査研究費に係るものに關し、別紙 1, 3, 5 及び 8 の「違法額」欄記載のものは、条例所定経費に該当しない。その理由は、以下のとおりである。

a 稲村議員（別紙 1）

同議員は、別紙 1 番号 1 等記載のとおり、「支出内容」を「3月 31 日 海外旅行 旅行代金」等とする「支出金額」の全部又は一部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出は、「支出内容」を年会費等とする合計 28 支出、同飲食費とする合計 11 支出、同会費とする合計 3 支出、同旅行代金、お土産代及び参加費とする各 1 支出であるところ、同議員が提出した書面は上記各支出が本件条例別表に規定する調査研究費であること、すな

わち、同議員の調査研究活動を裏付けるものではないし、同議員は同人が実施する調査研究に上記各支出が必要であることを裏付ける他の書面も提出していない。

別紙1番号1の支出に関し、同議員の海外政務活動結果報告書（甲9の37）には、同議員がベトナム企業の現状、日本からの企業進出の際の問題点等や県内企業が進出する際の課題について説明を受け、意見交換を行ったことが記載されているにすぎず、同議員の議会における調査研究課題及びその成果等の記載はない。

b 下沢議員（別紙3）

同議員は、別紙3番号1等記載のとおり、支出内容を「石川県栄養士会交流会会費」等とする「支出金額」の全部又は一部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出は、「支出内容」を年会費等とする合計16支出及び同飲食懇親会費とする合計8支出であるところ、同議員が提出した書面は上記各支出が本件条例別表に規定する調査研究費であることを裏付けるものではないし、同議員は同人が実施する調査研究に上記各支出が必要であることを裏付ける他の書面も提出していない。

なお、同議員は、別紙3番号21の支出に関し、当初の収支報告書を提出後に、これを削除する修正を行ったが（前提事実(5)ア）、同議員の平成30年度政務活動費は同議員が議長へ提出した当初の収支報告書記載の内容で確定しており、決算処理後にこれを変更することは許されず、上記修正は同議員が当該支出を違法支出であったと認めたものである。

c 向出議員（別紙5）

同議員は、別紙5番号1等記載のとおり、支出内容を「ガソリン代」等とする「支出金額」の全部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出は、「支出内容」をガソリン代とする合計66支出、同ETC利用とする合計36支出及び同年会費とする合計10支出であるところ、同議員が提出した書面は上記各支出が本件条例別表に規定する調査研究費であることを裏付けるものではないし、同議員は同人が実施する調査研究に上記各支出が必要であることを裏付ける他の書面も提出していない。

また、本件条例別表の定める調査研究費の内容には、ガソリン代についての規定がないし、同議員は、ガソリン代の支出に関し、本件条例9条4項の定める「領収書その他の支出を証する書面」を議長に提出していない。

10

d 藤井議員（別紙8）

同議員は、別紙8番号1等記載のとおり、支出内容を「ガソリン代」等とする「支出金額」の全部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出は、「支出内容」をガソリン代とする合計162支出、同年会費とする合計25支出、同懇談会等飲食費とする合計25支出、同ETC利用分とする合計8支出、同海外旅行費及び航空券・ホテル代とする各1支出であるところ、同議員が提出した書面は上記各支出が本件条例別表に規定する調査研究費であることを裏付けるものではないし、同議員は同人が実施する調査研究に上記各支出が必要であることを裏付ける他の書面も提出していない。

15

また、別紙8番号62の支出に関し、同議員の海外政務活動結果報告書（甲16の61）には、ベトナム国の海外企業の受入状況や問題点について説明を受け、諸問題等について意見交換を行ったこと、日本企業のベトナム工場を見学し諸々の調査を行ったこと、観光客の誘致、技能実習生の送り出しなどについても調査したことが記載されているにすぎず、同議員が実施した調査研究についての記載がないし、

20

別紙8番号72の支出に関し、同議員の県外等政務活動結果報告書(甲16の62)の記載内容によれば、同議員の活動は、県議会議員としての視察内容ではなく、視察目的が不明の見学旅行である。

さらに、本件条例別表の定める調査研究費の内容には、ガソリン代についての規定がないし、同議員は、ガソリン代の支出に関し、本件条例9条4項の定める「領収書その他の支出を証する書面」を議長に提出していない。

なお、同議員は、別紙8番号105及び199の各支出の一部に関し、当初の收支報告書を提出後に、支出項目を会議費等に変更する修正を行ったが(前提事実(5)イ)、かかる修正が許されないことは、前記bのとおりである。また、上記各支出はETC利用料金であるところ、ETC利用料金そのものは、本件条例別表の規定する調査研究費の内容にも会議費の内容にも該当しないゆえに、政務活動に要する経費ではない。

(エ) 人件費

本件各支出のうち人件費に係るものに關し、別紙2、4及び6の「違法額」欄記載のものは、条例所定経費に該当しない。その理由は、以下のとおりである。

a 稲村議員(別紙2)

同議員は、別紙2記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助給与」とする「支出金額」の2分の1につき、政務活動費を充当した。

本件条例別表が定める政務活動費の人件費の内容は、「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」であるから、議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費でなければならない。また、本件条例9条4項は、「收支報告書を提出するときは、当該收支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書

面の写しを併せて提出しなければならない」と規定するから、同議員が雇用した職員が同議員の政務活動を補助する労働実態を裏付ける書面を提出する必要がある。

5 しかしながら、同議員が上記各支出を裏付ける書面として提出したのは、ただし書きに「政務活動補助給与として」と記載されている発行者不明の黒塗りの領収証だけであるところ、これは上記労働実態を裏付ける書面ではない。

10 また、本件訴訟において被告が提出した雇用契約書は、雇用内容に「議員私設秘書（政務調査・議員の代理出席・議員の送迎・他）」と記載されていることから、これをもって同議員が行う政務活動を補助する職員の雇用経費であるとするることは認め難い。

b 下沢議員（別紙4）

同議員は、別紙4記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助給与」とする「支出金額」の2分の1につき、政務活動費を支出した。

15 しかしながら、同議員が上記各支出を裏付ける書面として提出したのは、ただし書きに「月分給与として」と記載されている発行者不明の黒塗りの領収証だけであるところ、これは上記労働実態を裏付ける書面ではない。

また、本件訴訟において被告が提出した雇用契約書は、雇用内容に「政務調査補助用務、後援会活動補助用務」と記載されているところ、後援会活動補助用務は、議員としての活動に含まれない政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動のための経費であるから、これをもって同議員が行う政務活動を補助する職員の雇用経費であるとするることは認め難い。

c 向出議員（別紙6）

同議員は、別紙6記載のとおり、「支出内容」を「政務調査補助職員

に対する給与」とする「支出金額」のうち15万円につき、政務活動費を支出した。

しかしながら、同議員が上記各支出を裏付ける書面として提出したのは、ただし書きに「政務調査補助職員に対する給与」と記載されている発行者不明の黒塗りの領収証だけであるところ、これは上記労働実態を裏付ける書面ではない。

また、本件訴訟において被告が提出した雇用契約書は、雇用内容に「政務調査及び調査研究の補助と後援会活動」と記載されているところ、後援会活動の内容は前記bと同様であるから、これをもって同議員が行う政務活動を補助する職員の雇用経費であるとするることは認め難い。

10 (オ) 広聴広報費（別紙7）

15 本件各支出のうち広聴広報費に係るものに關し、別紙7の「違法額」欄記載のものは、条例所定経費に該当しない。その理由は、以下のとおりである。

a 2分の1を超えて充当することができないもの

田中議員は、別紙7番号35記載のとおり、「支出内容」を「株式会社大和印刷社 振込支払い」とする「支出金額」の全部につき、政務活動費を充当した。

しかしながら、被告が提出した「会報たかひと」（乙16）は、同議員の写真、あいさつ、予算委員会での同議員の質問等を素材に編集された広報誌であり、同議員の広聴広報活動の側面だけでなく、政務活動費を充当することができない後援会活動等の側面をも有するものであるから、均等な割合で按分することが妥当である。

したがって、上記支出の2分の1である58万6062円を超える充当額は違法である。

b 全額充当することができないもの

同議員は、別紙7番号1等（ただし、番号35を除く。）記載のとおり、「支出内容」を「オーカーチャンクル茶紙パック 5点」等とする「支出金額」の全部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出は、「支出内容」を会場使用料とする合計15支出、同緑茶購入代金とする合計12支出、同はがき購入代金とする合計6支出及び同会場設営費とする合計2支出であるところ、同議員が提出した書面は上記各支出が本件条例別表に規定する広聴広報費であることを裏付けるものではないし、同議員は同人が実施した広聴広報活動において使用した会場使用料、緑茶購入代金及びはがき購入代金であること並びに当該広聴広報活動においてはがき及び会場設営が必要であることを裏付ける他の書面も提出していない。県政報告会の名称で政党活動、後援会活動が行われることは、公知の事実である。

また、同議員が提出した政務活動費支出証明書の「書籍等、備品の内容・目的」欄には、県政報告会の日付及び参加人数が記載されているものの、緑茶やはがきは「書籍」でも「備品」でもないし、これを記載したのは同議員自身であるから、上記各支出が広聴広報活動の支出であることを裏付ける資料であるとはいえない。上記記載をみると、各購入代金には複数の県政報告会と参加人数を手書きしたものもあり、それらのお茶代やはがき代が特定の県政報告会のためのものであるとはいえない。

イ 被告の主張

(ア) 政務活動費を充てることができる支出

地方議会の議員は、市政の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動が期待されており、調査研究の対象は極めて広範囲に及び、調査方法も多種多様であるから、調査研究活動に伴う経費としての支出の

適合性に関する判断は極めて広範な裁量の下に行われる。政務活動費として無制約の支出が認められるわけではないが、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる。

5 このように、政務活動の支出の対象となった活動と地方行政との必要性・合理性の具備について、これらを欠くことが明らかである場合以外は、原則として議員の自主性、自律性を尊重し、当該活動に基づく政務活動費の支出は適正であるとされる。

10 政務活動費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求訴訟においては、まず、原告側において使途基準に合致した政務活動費の支出がされなかつたことを推認させる一般的、外形的な事実の存在を主張しなければならない。そして、上記の外形的事実と認められるためには、事案に即した個別具体的な事情を主張立証しなければならない。

15 石川県議会は、本件条例の定める政務活動費の使途基準を具体化した基準として本件マニュアルを定めたものであるから、当該支出に係る本件マニュアルの内容が不合理なものでない限り、条例所定経費の解釈に当たって参酌されるべきである。

20 そして、本件条例及び本件マニュアル上、当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面の提出が求められている訳ではないから、上記書面の提出がないことは外形的事実に当たらない。

また、本件条例は9条4項において、支出を証する書面の写しの提出を求める一方で、「その他の支出を証する書面」の作成者、記載内容等に関する具体的な規定を定めておらず、当該議員自らが作成する文書を除外する旨を定めてもいいない。したがって、当該議員自らが作成した書面であるという理由では外形的事実に当たらない。

25 (イ) 収入額を超える支出額

原告の主張を争う。

地方自治法及び本件条例は、「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」(地方自治法 100条14項, 本件条例1条)政務活動費を交付しているのであるから, 当然に, 政務活動費を超える政務活動に要する経費が存在することを前提にしている。

5

(イ) 調査研究費

原告の主張を争う。その理由は, 以下のとおりである。

a 稲村議員 (別紙1)

本件条例及び本件マニュアル上, 当該支出が本件条例別表に規定する調査研究費であることや, 議員が実施する調査研究に当該支出が必要であることを裏付ける書面の提出が求められているわけではない。なお, この点は, 以下の b ないし d においても同じである。

また, 別紙1番号1の支出に関し, 海外政務活動結果報告書には, 同議員がベトナムの国民性, ベトナム企業の現状, 日本からの企業進出の際の問題点等や県内企業が進出する際の課題等について説明を受け, 意見交換を行ったという, 同議員のベトナムハノイ市及びその近郊での政務活動の内容が記載されており, これは調査研究活動そのものである。

b 下沢議員 (別紙3)

同議員が前提事実(5)アのとおり当初の収支報告書を修正したことは, 本件条例の文言及び趣旨に反するものではなく, 本件マニュアルも, 提出後に修正されることを許容している。

c 向出議員 (別紙5)

ガソリン代の支出に関し, 同議員は, 本件マニュアルに従って政務活動費を充当しているのであって, 同支出に違法な点はない。また, 調査研究に伴う支出であることは, 同議員が提出した政務活動報告書

10

15

16

20

25

の「内容・目的等」の記載から明らかである。なお、この点は、以下のdにおいても同じである。

d 藤井議員（別紙8）

別紙8番号62及び72の支出に関し、同議員の海外政務活動結果報告書及び県外等政務活動結果報告書の記載について原告が指摘する点は、まさに同議員の政務活動についての記載である。

同議員が前提事実(5)イのとおり当初の収支報告書を修正したことは、本件条例の文言及び趣旨に反するものではなく、本件マニュアルも、提出後に修正されることを許容している。また、上記各支出はETC利用料金であるところ、これが政務活動に要する経費であることは、政務活動報告書の記載から明らかである

(エ) 人件費

原告の主張を争う。

稻村議員、下沢議員及び向出議員は、以下のとおり、本件マニュアルに従った人件費の支出をしており、かかる支出は適法なものである。

a 稲村議員（別紙2）

同議員は、発行者名の記載された領収書を提出しており、情報公開の過程で個人情報保護の観点から発行者の住所・氏名が黒塗りされているにすぎない。なお、この点は、以下のb及びcにおいても同じである。

また、被告が提出した雇用契約書には、雇用内容として「政務調査」等と記載されており、当該職員が同議員の政務活動を補助していることは明らかである。なお、上記契約書には「政務活動」という語が使用されておらず、「政務調査」という語が使用されているものの、同契約書に係る契約は平成21年に締結されたものであり、「政務調査」という語が「政務活動」を指すことは明らかである。

b 下沢議員（別紙4）

被告が提出した雇用契約書には、雇用内容として「政務調査補助用務」等と記載されており、当該職員が同議員の政務活動を補助していることは明らかである。

なお、原告は、雇用契約書に後援会活動補助用務が記載されている場合には政務活動費を充てることは許されないと主張するが、本件マニュアルは、議員が政務活動だけでなく、多岐にわたる活動を行っているという議員の活動実態に鑑みて、当該議員を補助する職員の人事費の2分の1の範囲（ただし、15万円以下に限る。）で政務活動費を充てることを認めているのであり、上記各議員は本件マニュアルに従った人事費の支出をしているから、上記各支出はいずれも適法なものである。この点は、以下のcにおいても同じである。

c 向出議員（別紙6）

被告が提出した雇用契約書には、雇用内容として「政務調査及び調査研究の補佐」等と記載されており、当該職員が同議員の政務活動を補助していることは明らかである。

(才) 広聴広報費（別紙7）

原告の主張を争う。その理由は、以下のとおりである。

a 2分の1を超えて充当することができない旨の主張に関し

議員の広聴広報活動が、議員自身の宣伝活動としての効果を有することがあり得るとしても、それがあくまで広聴広報活動に伴う付随的・副次的なものにとどまる限り、広聴広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、当該広聴広報活動に要した経費の全部が、議員の議会活動の基礎となる活動との間の合理的関連性を有するといえる。

別紙7番号35の支出に関し、「会報たかひと」（乙16）には石川

5 県における経済状況、社会保障問題、行財政改革についての説明や石川県議会における田中議員の質問内容とこれに対する答弁が記載されており、県政に対する県民の关心を喚起向上する内容であって、上記会報誌の内容は広聴広報活動の本来的な役割、効果を果たしているものである。また、仮に議員自身の宣伝活動としての効果を有することがあり得るとしても、あくまで広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまっており、広聴広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、いずれにしても、上記冊子に係る経費の支出に政務活動費を充てることは許される。

10 b 全額充当することができない旨の主張に関し

15 本件条例及び本件マニュアル上、当該支出が本件条例別表に規定する広聴広報費であることや、議員が実施する広聴広報活動に当該支出が必要であることを裏付ける書面の提出が求められているわけではない。また、県政報告会の名称で政党活動、後援会活動が行われるという公知の事実は存在しない。

次のとおり、上記各支出が同議員の広聴広報活動に関して支出されたものであることは明らかである。同議員は、本件マニュアルに従つて上記各支出に政務活動費を充当しているのであって、同支出に違法な点はない。

20 会場使用料につき、同議員が議長に提出した資料（甲15の37～39）において、県政報告会の日付・場所として記載された日付・場所が、領収書（甲15の1～15）の日付・発行者と一致することからすれば、同議員が県政報告（広聴広報活動）のために会場を使用したこととは明らかである。

25 緑茶購入代金につき、同議員が県政報告会を開催したのは上記のとおりであるし、県政報告会において出すお茶代として支出されたこと

は、政務活動費支出証明書の「(書籍等、備品の内容・目的)」に県政報告会の日付、参加人数が記載されていること(甲15の16~27)から明らかである。

はがき購入代金について、政務活動費支出証明書の「(書籍等、備品の内容・目的)」欄の記載(甲15の28~33)から、同議員が議会案内や県政報告会のためにはがきを使用していることは明らかである。

会場設営費について、同議員が、平成30年7月18日及び同月24日に県政報告会を行っていることは、同議員が議長に提出した資料(甲15の37)から明らかである。

なお、政務活動費支出証明書において「書籍等、備品の内容・目的」という欄が設けられているのは、支出に係る具体的な品目・数量等を明らかにする趣旨であるため、緑茶やはがきが「書籍」でも「備品」でもないというのは、的を射た主張ではない。また、県政報告会は開催しなければ参加者の人数が分からぬ上、本件マニュアル上、特定の県政報告会ごとに緑茶やはがきを購入しなければ広聴広報費として認められないものではない。

(2) 争点2 (本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等)について

ア 原告の主張

石川県において、政務活動費は、概算払いとして前払いされている。そして、本件条例9条1項の定める収支報告書の提出期限は前払いされた政務活動費の精算期限でもあるから、本件各議員は、違法に支出した政務活動費について、上記精算期限である令和元年5月7日の翌日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務がある。

したがって、本件各議員は、民法704条の不当利得として、前記第1

請求記載の金員の支払義務がある。

イ 被告の主張

原告の主張を争う。

政務活動費の返還義務の発生原因は不当利得であるところ、この義務は期限の定めのない債務であるから、権利者が請求をしたときに遅滞となる（民法412条3項）。

本件において、権利者である被告は本件各議員に対して具体的な請求行為をしていないから、上記返還義務は遅滞に至っておらず、遅延損害金の支払義務は生じない。

10 第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか）について

(1) 政務活動費に関する支出の違法性の判断の枠組み

ア 地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における議員に対し、政務活動費を交付することができ、この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない旨規定する。その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される。

25 このように、同項は、政務活動費を議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する旨を規定した上で、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めるものとしており、それ以上に具体的な定めを設けていないことに照らせば、同法は、各地方公共団体において、その実情に応じた運用を図るべく、議会の定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。

そして、本件条例は、地方自治法100条14項等の規定を受けて、石川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものであるところ（1条）、本件条例2条は、政務活動費は別表に定める政務活動に要する経費（条例所定経費）にのみ充てることができる旨規定し、本件条例10条は、当該年度において交付された政務活動費から条例所定経費に該当する支出の総額を控除して残余がある場合には、当該議員は知事に対し、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない旨規定する。また、本件条例別表は、本件条例2条の政務活動費を充てができる経費として、会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査嘱託に要する経費である調査研究費等を列挙して規定する。

このように、政務活動費が使途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならないとされていることからすれば、政務活動費を充てることが許される議員の調査研究その他の活動に係る経費に該当するためには、当該行為ないし活動に基づく支出が本件条例別表に則したものであることを要するものと解され、本件条例に基づき政務活動費の交付を受けた議員が、当該年度において交付を受けた政務活動費を本件条例別表の定めを逸脱する支出に充てた場合には、当該議員は、これらの支出に充てられた部分に相当する額について、石川県に対して不当利得返還義務を負うものというべきである。

イ ところで、本件条例は、条例所定経費として、調査研究費、広聴広報費等の費目のそれについて、許容される使途内容をやや抽象的に規定するところ、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費として交付されるものであるという地方自治法及び本件条例の趣旨に照らせば、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に

照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠く場合などには、条例所定経費に該当しない支出に当たると解される（最高裁平成21年（行ヒ）第214号同22年3月23日第三小法廷判決・集民233号279頁、最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決・集民243号11頁参照）。

ウ また、石川県議会は、条例所定経費を具体化した本件マニュアルを作成しているところ、その趣旨は、本件条例の定める条例所定経費を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解されるものであり、これは議会の自律性が尊重されるべき制度下において、石川県議会の条例所定経費に対する意思が発現されたものと解される。そうすると、本件マニュアルは、その内容が地方自治法や本件条例等の趣旨に合致しない不合理なものと認められない限り、前記イの合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参考されるものであると解される。

ここで、本件マニュアルは、政務活動との合理的関連性に配慮し、社会通念等に照らして第三者から誤解を受けかねないもの（例えば政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費等への支出。）について、政務活動費を充当するのに適しない旨の記載（8項）が存するほか、使途の明確性に配慮し、支出の内容に関して一定程度具体的な立証を求める旨の記載（例えば、領収書には、宛名（原則として議員本人名）、金額、発行年月日、内容等の記載が必要であること（5項②）、人件費については、雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払簿等を備える必要があること（9項⑩）など。）が存するところ、これらの記載を含め、本件マニュアル中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件マニュアルの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参考されるものということができる。

エ 不当利得返還請求権の発生原因事実の一つである法律上の原因がないことは、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならないものである。

もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的については、
5 地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、当該議員は、使途について知悉し、資料も所持していることが通常である。また、前記第2のとおり、政務活動費の使途の透明性の確保の観点から、地方自治法100条15項は、政務活動費の交付を受けた議員等は条例の定めるところにより収支報告書を提出すべき旨規定し、同条を受けた本件条例においても、政務活動費の交付を受けた議員に、収支報告書の作成並びに同報告書及び当該支出に係る事実を証する書面の写しの提出を義務付け（9条）、議長に対しても、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとしている（12条）。

そこで、このような事情を勘案すると、原告において、本件各支出に関し、条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる一般的・外形的事実（以下、単に「外形的事実」ということがある。）の存在を主張立証した場合には、当該支出が条例所定経費に該当しないものであることが事实上推認されるというべきである。そして、原告は、上記の外形的事実として、本件各支出につき、①当該支出が、本件条例別表所定の項目及び内容に該当しないこと、又は、②当該支出の対象となる行為が、その客観的目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証する必要があると解されるが、それらの主張立証がされた場合は、被告においてこれを覆す適切な立証を行わない限り、条例所定経費に適合していない支出であると認められることとなる。

オ これに対し原告は、①当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面を議長に提出していない支出は、政務活動に要する経費であるとは認められない、②政務活動費支出証明書及び政務活動報告書は、議員自らが作成した自己証明の文書であるところ、かかる文書は客観的な当該支出であることを裏付ける証拠と認められないことが一般的であるから、本件条例に規定する「その他の支出を証する書面」ではない、③本件マニュアルは条例ではないし、本件条例は使途基準の規定をしていないゆえに「その細目を定める」とも規定していないから、本件マニュアルにおいてそれらを規定することはできないものであって、本件マニュアルに従って政務活動費を充当したのだから違法ではないとする被告の主張は失当である旨主張する。そこで、同主張の当否について検討する。

(ア) 上記①の点について、本件条例は、議員は収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを議長に提出しなければならないと定めるところ（9条4項），同項の文理に照らすと、同項はあくまで支出の事実を裏付ける書類の写しの提出を求めていると解するのが自然であって、当該支出が本件条例の規定する政務活動費、すなわち条例所定経費に該当することを裏付ける書面等の証拠の提出を求めているものとは解されない。また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件マニュアルの内容を参照できることは前記ウのとおりであるところ、本件マニュアルの「政務活動費使途基準表」（9項。以下「使途基準表」という。）にも、議員において当該支出が条例所定経費に該当することを裏付ける書面等の証拠を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない。他方、本件マニュアルは、政務活動報告書に政務活動の内容・目的等を記載することや、政務活動の場所、目的、行程、内容、結果、所感、県行政への反映などを記載した海外・県外等政務活動結果報告書の提出を要する旨定めているところ、これらの

報告によっても、一定程度当該支出と政務活動との関連性を確認することは可能である。

したがって、議員において当該支出が条例所定経費に該当することを裏付ける書面等の証拠を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

5

10

(イ) 上記②の点について、本件条例は、政務活動費の交付を受けた議員に対し、収支報告書を議長に提出する際に、「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない」（9条4項）と定めるところ、その趣旨は、支出の事実を裏付ける資料の提出を求めることにより、政務活動費の使途の透明性を確保することにあると解される。一方、本件条例には、「領収書その他の支出を証する書面」の作成者、作成時期、記載内容等に関する具体的な定めではなく、当該議員自身が作成する文書を除外する旨の定めもない。

15

20

ここで、本件マニュアルには、議員が収支報告書と併せて議長に提出する上記「領収書その他の支出を証する書面」に関し、領収書の添付を原則とするが、領収書を徴し難い「i 運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）」及び「ii その他（預金口座引き落としによる支出等）」については、当該議員の作成に係る所定の様式の政務活動費支出証明書による報告を可能とし、同証明書には、支出金額及び充当金額、支出先、領収書を徴し難い理由、口座引落しの有無等を記載し、預金口座引落しによる支払がされる場合は、当該引落しを証する預金通帳の写し（該当部分のみ）を添付しなければならない旨の定めがある（5項）。

25

そこで検討するに、本件マニュアルが規定する上記i及びiiの場合に商慣習上領収書の徴収が困難であることは、社会通念上明らかである。

そして、かかる場合にまで領収書の提出を義務付けたときは、日々行わ

れる議員の多種多様な政務活動を妨げることになりかねない一方、上記の形式による政務活動費支出証明書による報告によつても、一定程度当該支出の事実及び政務活動との関連性を確認することは可能である。

また、本件マニュアルには、議員が收支報告書と併せて議長に提出する政務活動報告書に政務活動の内容・目的等を記載する旨の定めがあるところ、これらの報告によつて、一定程度当該支出と政務活動との関連性を確認することが可能であることは、前記(ア)のとおりである。

以上の諸事情を勘案すれば、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものとは認められず、政務活動費支出証明書及び政務活動報告書が、議員自らが作成したものであることをもつて、本件条例に規定する「その他の支出を証する書面」に該当しないとはいえない。

(ウ) 上記③の点について、本件マニュアルは、本件条例と異なる内容を定めるものではなく、これを具体化しその細目を定めるものであることについては、前記ウで説示したとおりである。

したがつて、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件マニュアルを参照したとしても、これをもつて地方自治法100条14項の趣旨に反するものとはいえない。

(エ) 以上によれば、原告の上記①ないし③の主張は、いずれも採用することができない。

(2) 収入額を超える支出額について

原告は、地方自治法100条14項に規定する「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」である政務活動費は県が交付した政務活動費であるゆえに、未執行がない場合は收支報告書の「収入及び支出」は同額となるのであって、本件条例の規定で使途管理されている支出について、收支報告書において収入額を超える支出額は存在しないはずであるから、収

入額を超える支出額が記載された収支報告書の支出額には地方自治法及び本件条例に違反する支出が含まれている旨主張する。

しかしながら、本件条例は、具体的な使途を個別に特定した上で政務活動費を交付すべきものとは定めておらず、知事が年度ごとに交付の決定を行い、当該決定に基づいて四半期ごとに一定額を交付した上で、事後に収支報告書等を提出させて使途を明らかにさせ、条例所定経費に充てなかつた残額がある場合にはこれを返還させることにより、交付した政務活動費が条例所定経費に充てられることを確保しようとするものといえる。さらに、本件条例は、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず、その支出の総額が交付額を上回る場合に、収支報告書上、支出の総額のうちどの部分について政務活動費を充てるのかを明らかにすることを求めているものとも解されない。

そうすると、以上のような条例の定めの下では、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることをもって直ちに、収支報告書の記載に地方自治法及び本件条例に違反する支出が含まれているということはできず、原告の上記主張を採用することはできない。

(3) 調査研究費について

ア 稲村議員（別紙1）

同議員は、別紙1記載のとおり、「支出内容」を「3月31日 海外旅行旅行代金」等とする「支出金額」の全部又は一部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、①同議員が提出した書面は上記各支出が本件条例別表に規定する調査研究費であること、すなわち、同議員の調査研究活動を裏付けるものではないし、同議員は同人が実施する調査研究に上記各支出が必要であることを裏付ける他の書面も提出していないこと、②同議員の海外政務活動結果報告書に

は、同議員の議会における調査研究課題及びその成果等の記載がないことなどを挙げる。

5

そこで検討するに、議員において当該支出が条例所定経費に該当することを裏付ける書面等の証拠を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることができないことは、前記(1)オ(ア)のとおりである。そこで、これと同旨の理由により。議員において当該支出に係る調査研究活動を裏付ける書面や、議員が実施する調査研究に当該支出が必要であることを裏付ける書面を提出していないことや、海外政務活動結果報告書に同議員の議会における調査研究課題及びその成果等の記載がないことをもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。したがって、原告の上記①及び②の主張を採用することはできない。

10

15

そして、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、上記各支出の原因となる政務活動の内容等について、同議員の政務活動報告書の「内容・目的等」欄に記載し(乙17)、海外政務活動結果報告書を提出する(甲9の37)など、本件マニュアルの定めに従い、収支報告書に添付して議長に提出したことが認められるところ、かかる記載内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。

20

また、上記政務活動報告書に記載された支出内容は、旅行代金(航空運賃、宿泊料金等)(番号1)、懇談会費(番号2等)、お土産代(番号3)、各種の会費(番号4等)等であるところ、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の「主な支出費目の例」として「交通費」「宿泊料」「会費等」「食糧費」が挙げられ、その「内容」及び「使途基準の考え方」を定めていることが認められる。

25

さらに、本件条例は、政務活動費を充てることができる議員の調査研究費の内容を「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研

究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」と定めるところ、このような議員の調査研究活動は多岐にわたるものであり、個々の活動が県の事務、地方行財政等と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえる。

そこで、これらの諸事情に照らすと、上記政務活動報告書及び海外政務活動結果報告書に記載された活動が県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの使途基準表における「使途基準の考え方」に反するといった事情や、本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出（8項）に該当するといった事情もうかがわれないから、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠くことについて、これを認めることに足りる証拠はないというべきである。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、同議員の別紙1記載の上記支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

イ 下沢議員（別紙3）

同議員は、別紙3記載のとおり、「支出内容」を「石川県栄養士会交流会会費」等とする「支出金額」の全部又は一部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、同議員が提出した書面は上記各支出が本件条例別表に規定する調査研究費であることを裏付けるものではないし、同議員は同人が実施する調査研究に上記各支出が必要であることを裏付ける他の書面も提出していないことを挙げる。そこで、同主張の当否について検討する。

(ア) 別紙3番号21の支出

同議員が、当初の収支報告書記載の調査研究費支出に誤りがあったとして、別紙3番号21の支出を削除する旨の修正報告をしたことは、前記前提事実(5)アのとおりである。

この点に関し原告は、同議員の平成30年度政務活動費は同議員が議長へ提出した当初の収支報告書記載の内容で確定しており、決算処理後にこれを変更することは許されない旨主張する。

そこで検討するに、本件条例9条1項が収支報告書の提出期限を定める趣旨は、議員が返還すべき政務活動費の額は、議員が作成・提出した収支報告書等の内容を踏まえて被告において判断することになるため、被告において議員の政務活動費に係る支出が条例所定経費に充てたものか否かの判断を可能とし、返還すべき政務活動費がある場合には、速やかにその返還を求められるようにすることにあるものと解され、かかる趣旨に照らせば、議員は、同項で定める提出期限までに、正確な内容が記載された収支報告書等を提出すべきであるといえる。

しかしながら、本件条例には、提出期限後に収支報告書を訂正することが許されない旨の定めはないことに加え、収支報告書の記載内容に誤りがあることが事後的に判明した場合に、提出期限後の訂正が一切許されないとすると、かえって政務活動費の使途の透明性の確保が困難となるおそれがあることに照らせば、提出期限後の訂正が一律に禁止されていると解することはできない。

以上によれば、収支報告書の記載内容の訂正があった場合には、それが提出期限後のものであったときでも、当該訂正後の収支報告書の記載内容に基づき、同報告書記載の支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきであると解するのが相当である。

したがって、上記別紙3番号21の支出につき、これが条例所定経費に該当しない旨の原告の主張は、その前提を欠くものであって、採用す

ることはできない。

(イ) その余の支出

議員において当該支出に係る調査研究活動を裏付ける書面や、議員が実施する調査研究に当該支出が必要であることを裏付ける書面を提出していないことをもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできず、原告の上記主張を採用できないことは、前記アのとおりである。

そして、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、上記各支出の原因となる政務活動の内容等について、同議員の政務活動報告書の「内容・目的等」欄に記載する（乙18）など、本件マニュアルの定めに従い、収支報告書に添付して議長に提出したことが認められるところ、かかる記載内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。

また、上記政務活動報告書に記載された支出内容は、各種の会費（番号4等）、懇親会費（番号1等）等であるところ、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の「主な支出費目の例」として「会費等」、「食糧費」が挙げられ、その「内容」及び「使途基準の考え方」を定めていることが認められる。

さらに、議員の調査研究活動が多岐にわたるものであり、個々の活動が県の事務、地方行財政等と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについて、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえることは、前記アのとおりである。

そこで、これらの諸事情に照らすと、上記政務活動報告書に記載された活動が県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの使途基準表における「使途基準の考え方」に反するといった事情や、本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出（8項）に該当するといった事情も

うかがわれないから、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠くことについて、これを認めるに足りる証拠はないというべきである。

(ウ) 以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえず、同議員の別紙3記載の上記各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

ウ 向出議員（別紙5）

同議員は、別紙5記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」等とする「支出金額」の全部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、①同議員が提出した書面は上記各支出が本件条例別表に規定する調査研究費であることを裏付けるものではないし、同議員は同人が実施する調査研究に上記各支出が必要であることを裏付ける他の書面も提出していないこと、②本件条例別表の定める調査研究費の内容には、ガソリン代についての規定がないし、同議員は、ガソリン代の支出に関し、本件条例9条4項の定める「領収書その他の支出を証する書面」を議長に提出していないことなどを挙げる。そこで、同主張の当否について検討する。

まず、上記①の点について、原告の主張を採用することができないことは、前記アのとおりである。

次に、上記②の点について、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり、基本的に本件マニュアルの内容を参照できることは、前記(1)ウのとおりであるところ、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の主な支出費目の例（交通費）として「自家用車利用経費（ガソリン代）」が挙げられており、さらに、走行距離で積算する場合には、県における応招旅費の現行単価である1km当たり37円で積算するものと定められているところ、議員が調査研究活動を行う場に赴く際に移動手段として自動車を

使用した場合、移動のために要したガソリン代は議員の政務活動のために必要な費用であると解されるし、当該費用の算定方法も、走行距離に応じて県の応招旅費の現行単価で積算するというものであるから、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものとは認められない。したがって、原告の主張する上記②の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできない。

そして、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、上記各支出の原因となる政務活動の内容等について、同議員の政務活動報告書の「内容・目的等」欄に記載する（甲17）など、本件マニュアルの定めに従い、
10 収支報告書に添付して議長に提出したことが認められるところ、かかる記載内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。

また、上記政務活動報告書に記載された支出内容は、上記「ガソリン代」のほか、ETC料金（番号2等）、各種の会費（番号27等）等であるところ、
15 本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の「主な支出費目の例」として「交通費」、「会費等」が挙げられ、その「内容」及び「使途基準の考え方」を定めていることが認められる。

さらに、議員の調査研究活動が多岐にわたるものであり、個々の活動が
県の事務、地方行財政等と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動
20 のために必要かどうかについて、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえることは、前記アのとおりである。

そこで、これらの諸事情に照らすと、上記政務活動報告書に記載された活動が県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの使途基準表における「使途基準の考え方」に反するといった事情や、本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出（8項）に該当するといった事情もうかがわれ
25

ないから、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠くことについて、これを認めるに足りる証拠はないというべきである。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはい
えず、同議員の別紙5記載の上記各支出は、いずれも条例所定経費に該当
しないものと認めることはできない。

エ 藤井議員（別紙8）

同議員は、別紙8記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」等とする
「支出金額」の全部又は一部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当するものではないと主張し、
その理由として、①同議員が提出した書面は上記各支出が本件条例別表に
規定する調査研究費であることを裏付けるものではないし、同議員は同人
が実施する調査研究に上記各支出が必要であることを裏付ける他の書面
も提出していないこと、②同議員の海外政務活動結果報告書には、同議員
が実施した調査研究についての記載がないし、同議員の県外等政務活動結
果報告書の記載内容によれば、同議員の活動は、県議会議員としての視察
内容ではなく、視察目的が不明の見学旅行であること、③本件条例別表の
定める調査研究費の内容には、ガソリン代についての規定がないし、同議
員は、ガソリン代の支出に関し、本件条例9条4項の定める「領収書その
他の支出を証する書面」を議長に提出していないことなどを挙げる。そこ
で、同主張の当否について検討する。

(ア) 別紙8番号105及び199の支出のうち修正報告がされた部分

同議員が、当初の収支報告書記載の調査研究費の一部について、支出
項目に誤りがあったとして、別紙8番号105の支出の一部（980円）
を要請陳情等活動費とし、同番号199の支出の一部（1000円）を
会議費とする旨の修正報告を行ったことは、前記前提事実(5)イのとおり

である。そして、当該修正後の収支報告書の記載内容に基づき、同報告書記載の支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきであると解するのが相当であることは、前記イ(ア)のとおりである。

したがって、別紙8番号105の支出の一部（980円）及び同番号199の支出の一部（1000円）が条例所定経費に該当しない旨の原告の上記主張は、その前提を欠くものであって、採用することはできない。

(イ) その他の支出

原告の主張する上記①及び③の点について、原告の主張を採用できないことは、前記ア及びウのとおりである。

そして、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、上記各支出の原因となる政務活動の内容等について、同議員の政務活動報告書の「内容・目的等」欄に記載し（甲18）、海外政務活動結果報告書及び県外等政務活動結果報告書を提出する（甲16の61・62）など、本件マニュアルの定めに従い、収支報告書に添付して議長に提出したことが認められるところ、かかる記載内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。

また、上記政務活動報告書に記載された支出内容は、上記「ガソリン代」のほか、各種の会費（番号19等）、懇親会費（番号5等）、ETC料金（番号14等）及び旅行代金（航空運賃、宿泊料金等）（番号62）であるところ、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の「主な支出費目の例」として「会費等」、「食糧費」、「交通費」、「宿泊料」が挙げられ、その「内容」及び「使途基準の考え方」を定めていることが認められる。

さらに、議員の調査研究活動が多岐にわたるものであり、個々の活動が県の事務、地方行財政等と関連するかどうかや個々の経費の支出が同

活動のために必要かどうかについて、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえることは、前記アのとおりである。

そこで、これらの諸事情に照らすと、上記政務活動報告書、海外政務活動結果報告書及び県外等政務活動結果報告書に記載された活動が県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの使途基準表における「使途基準の考え方」に反するといった事情や、本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出（8項）に該当するといった事情もうかがわれないから、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠くことについて、これを認めるに足りる証拠はないというべきである。

したがって、原告の上記②の主張を採用することはできない。

(イ) 以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、同議員の別紙8記載の上記各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(4) 人件費について

ア 稲村議員（別紙2）

同議員は、別紙2記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助給与」とする「支出金額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当した（前提事実(3))。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、本件条例別表が定める政務活動費の人件費とは、議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費でなければならず、同議員が雇用した職員が同議員の政務活動を補助する労働実態を裏付ける書面を提出する必要があるところ、同議員が提出した領収証は上記労働実態を裏付ける書面ではなく、被告が提出した雇用契約書をもって同議員が行う政務活動を補助する職員の雇

用経費であるとすることも認め難いことを挙げる。

そこで検討するに、本件条例は、人件費の内容を「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と定義し（本件条例別表）、議員は收支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを議長に提出しなければならないと定めるところ（9条4項），本件条例において、政務活動費の支出を証する書面として、上記「職員」につき当該議員の政務活動を補助する労働実態を裏付ける書面を提出する必要があることは規定されていない。

また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり、基本的に本件マニュアルの内容を参照できることは前記(1)ウのとおりであるところ、本件マニュアルの使途基準表には、人件費に関し、①「内容」として、「政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料」、「勤務実態があること」，「雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要」及び「源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要」と記載され、②「使途基準の考え方」として、「実費」，「・按分の場合 議員が雇用する場合は1／2以内かつ月15万円以内」，「※議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可」と記載されているものの、③当該職員が同議員の政務活動を補助する労働実態を裏付ける書面を提出する必要があることの記載又は示唆はない。

むしろ、上記基準表において、雇用実態を明らかにする書面として雇用契約書等を例示していることは、職員の勤務実態・雇用実態・給与等の支払実態を明らかにする書面を備えていれば足り、それを超えて、当該職員が議員の政務活動を補助する労働実態を裏付ける書面を提出することまでも求めるものではないことを前提とするものといえる。

以上によれば、原告の主張するような、当該職員につき議員の政務活動

を補助する労働実態を裏付ける書面が提出されていない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

5 人件費として政務活動費を充当できる経費の範囲は、議員が雇用する者が現に従事する業務の内容に照らして客観的に判断されるべきであり、その判断の基礎となる資料は、議員が議長に提出する収支報告書等に添付した資料のほか、本件マニュアルが規定するように、議員において備える雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等によることも許されると解するのが相当である。

10 以上の観点から、別紙2記載の支出が条例所定経費に該当しないものであるかをみると、証拠（乙10）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成21年3月15日、井藤元之との間で、雇用期間の始期を平成21年4月1日、給与月額を30万円、雇用内容を「議員私設秘書（政務調査・議員の代理出席・議員の送迎・他）」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成30年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

15 これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲10の1～12）の記載内容（ただし書のほか、金額及び発行年月日。以下同じ。）を考慮すれば、上記井藤は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると認められる。

20 また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記井藤が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの用途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、同議員の別紙2記載の上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

イ 下沢議員（別紙4）

同議員は、別紙4記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助給与」とする「支出金額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、①同議員の提出した領収証は、当該職員が同議員の政務活動を補助する労働実態を裏付ける書面ではない、②被告が提出した雇用契約書は、雇用内容に「政務調査補助用務、後援会活動補助用務」と記載されているところ、後援会活動補助用務は、議員としての活動に含まれない政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動のための経費であることなどを挙げる。

まず、上記①の点について、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙11）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成30年3月30日、本田佳久との間で、雇用期間を同年4月1日から平成31年3月31日までの間、給与月額を30万円、職務内容を「政務調査補助用務、後援会活動補助用務」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成30年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲12の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記本田は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助す

る業務に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると認められる。

次に、上記②の点について、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記本田が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しない政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動の割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における前記アの定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張はいずれも採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、同議員の別紙4記載の上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

ウ 向出議員（別紙6）

同議員は、別紙6記載のとおり、「支出内容」を「政務調査補助職員に対する給与」とする「支出金額」のうち各15万円につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、①同議員の提出した領収証は、当該職員が同議員の政務活動を補助する労働実態を裏付ける書面ではない、②被告が提出した雇用契約書は、職務内容に「政務調査及び調査研究の補助と後援会活動」と記載されているところ、後援会活動の内容は前記イのとおりであることなどを挙げる。

まず、上記①の点について、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙12）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成28年4月1日、西野秀輝との間で、雇用期間を同日から議員現職期間中、

給与月額を33万6528円、職務内容を「政務調査及び調査研究の補助と後援会活動」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成30年度末までに同契約が終了したことを見かがわせる証拠はない。

5

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲14の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記西野は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると認められる。

10

次に、上記②の点について、同議員は、上記各支出のうち各15万円につき政務活動費を充当し、同金額は上記各支出の2分の1相当額を下回るものであるところ、上記西野が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しない政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動の割合が2分の1を上回ることを認めると足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における前記アの定めにも適うものである。

15

以上によれば、原告の上記主張はいずれも採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、同議員の別紙6記載の上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

20

(5) 広聴広報費について（別紙7）

田中議員は、別紙7記載のとおり、「支出内容」を「オーオイオチャ緑茶紙パック」等とする「支出金額」の全部又は一部につき政務活動費を充当した（前提事実(3))。

25

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。

ア 別紙7番号35の支出

原告は、別紙7番号35の支出の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しない理由として、上記支出に係る同議員の「会報たかひと」(乙16)は、同議員の写真、あいさつ、予算委員会での同議員の質問等を素材に編集された広報誌であり、政務活動費を充当することができない後援会活動等の側面をも有するため、均等な割合で按分するのが妥当であることを挙げる。

そこで検討するに、本件条例は、政務活動費を充てることができる議員の広聴広報費の内容を「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と定め、本件マニュアルは、その具体例として、印刷製本費等を掲げるところ、議員が県民から県政に関する意見等を広く集め、県政に関する政策や活動等を知らせる広聴広報活動は、県政に対する県民の関心を喚起向上するとともに、県政に関する県民の要望や意見等を的確に収集・把握し、これを議会における審議に反映するための前提としての意義を有するものであって、議会の審議能力の強化に資するものといえる。そして、このような広聴広報活動が、同時に議員自身の宣伝としての効果を有することもあり得るが、それが付隨的・副次的なものにとどまる限り、広聴広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、当該広聴広報活動の全部が、議員の議会活動の基礎となる活動との間の合理的関連性を有するものといえる。

そして、上記会報誌の記載内容を鑑みると、同会報誌は全体で6頁であり、1頁目には「会報たかひと」の表題の下に、同議員が県政報告会において報告する様子を撮影したと思われる写真1枚が掲載され、更にその下部に、同議員の挨拶文が掲載されており、その中で県における行財政改革の重要性等に触れられている。また、2頁目ないし6頁目には、「議会活動」として、平成30年6月12日に開催された県議会予算委員会における同

議員の質問及び県執行部の答弁の各要旨が掲載されているほか、同年12月13日に開催された県議会定例会における同議員の質問項目が掲載されている。

5 このように、同会報誌の記載のほとんどは、同議員の議会活動に係る県政報告で占められているところ、これらはいずれも県政に関する政策や活動等を知らせるものであって、県政に対する県民の関心を喚起向上するものであると認められる。また、同会報誌には、同議員の挨拶が掲載されているが、会報誌全体の構成に鑑みると、かかる挨拶文は上記県政報告の前置きにすぎないものといえるし、挨拶文の内容には、上記のとおり県政に関するものも含まれている。さらに、議員の写真や挨拶を掲載することもって直ちに、県政報告の趣旨に矛盾するものとはいはず、後援会活動等としての側面を有していることを推認させるものとはいえない。

10

15 以上によれば、上記会報誌を制作することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動等の側面を有するものと認めることはできない。

イ その他の支出

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、①同議員が提出した書面は、上記各支出が本件条例別表に規定する広聴広報費であることを裏付けるものではないし、同議員は同人が実施した広聴広報活動において使用した会場使用料、緑茶購入代金及びはがき購入代金であること並びに当該広聴広報活動においてはがき及び会場設営が必要であることを裏付ける他の書面も提出していないこと、②県政報告会の名称で政党活動、後援会活動が行われることは、公知の事実であること、③同議員が提出した政務活動費支出証明書の「書籍等、備品の内容・目的」欄には、県政報告会の日付及び参加人数が記載されているものの、緑茶やはがきは「書籍」でも「備品」でもないし、これを記載したのは同議員自身である

20

25

から、上記各支出が広聴広報活動の支出であることを裏付ける資料であるとはいはず、また、上記記載をみると、各購入代金には複数の県政報告会と参加人数を手書きしたものもあり、それらのお茶代やはがき代が特定の県政報告会のためのものであるとはいえないことなどを挙げる。そこで、同主張の当否について検討する。

5

10

15

20

25

(ア) まず、上記①の点につき、議員において当該支出が条例所定経費に該当することを裏付ける書面等の証拠を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることができないことは、前記(1)オ(ア)のとおりである。そこで、これと同旨の理由により、議員において当該支出が本件条例別表に規定する広聴広報費であることや、当該広聴広報活動において当該支出が必要であることを裏付ける書面を提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(イ) 次に、上記②の点につき、県政報告会の名称で政党活動、後援会活動が行われることが公知の事実であることを認めるに足りる的確な証拠はない。

(ウ) さらに、上記③の点につき、政務活動費支出証明書が、議員自らが作成したものであることをもって、本件条例9条4項に規定する「その他の支出を証する書面」に該当しないものといえないことは、前記(1)オ(イ)のとおりである。

また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり、基本的に本件マニュアルの内容を参照することができることは前記(1)ウのとおりであるところ、本件マニュアルの使途基準表には、広聴広報費に関し、「支出費目」として「交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、委託料、消耗品費、食糧費 等」と、「内容」として「文書通信費（郵便料等）」などと、「使途基準の考え方」として「会場を借りて県政報告会や

広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。」などと記載されている。加えて、上記「使途基準の考え方」には、「前記の①調査研究費の基準に同じ」との記載があるところ、使途基準表の「①調査研究費」の項には、「主な支出費目の例」として「食糧費」が挙げられ、その「内容」として「・会派及び議員主催の会議等での茶菓提供　・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある」と記載され、「使途基準の考え方」として「○実費　・1,000円以内（1人当たり）　・茶菓子等とは、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子」と記載されている。他方、本件マニュアルには、広聴広報費としてお茶代やはがき代を支出することを禁じることや、お茶代やはがき代を個々の県政報告会ごとに支出しなければならないことの記載や示唆はない。

したがって、原告の主張する上記③の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできない。

(エ) そして、同議員が議長に提出した同議員の県政報告会の案内（甲15の37・39）には、別紙「田中議員の県政報告会」記載のとおり、開催日及び会場が記載されているところ、かかる日付及び場所と上記各支出に係る領収書ないし政務活動費支出証明書（甲15の1～35）の記載内容とはおおむね整合しており、同議員の政務活動報告書（乙19）の上記各支出に係る「内容・目的等」欄にも、当該支出が県政報告会の会場費、お茶代、はがき代及び会場設営費である旨が記載されている。

そこで、これらの事実を考慮すると、同議員は別紙「田中議員の県政報告会」記載の日時及び場所において県政報告会を開催したものであり、上記各支出は同報告会の会場費、お茶代、はがき代及び会場設営費であると推認するのが相当である。

また、同議員が議長に提出した県政報告会の案内資料（前記ア）には、同議員が日々の議会活動や地域の住民等との意見交換等を通じて得た成

果、考え方などを報告したいので気軽に来場されたい旨が記載されていることからすると、同議員が開催した県政報告会とは、県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであることがうかがえる。他方、上記県政報告会において、政党活動や後援会活動等、政務活動に関連性を有しない活動が行われたことをうかがわせる証拠はない。

以上によれば、上記県政報告会のために会場費、お茶代、はがき代及び会場設備費を支出することをもって、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動等の側面を有するものと認めるることはできない。

ウ 以上のとおり、原告の前記主張はいずれも採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、同議員の別紙7記載の上記各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(6) 小括
以上検討したところによれば、本件各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められないから、これらの支出に政務活動費を充てることは違法なものであるとは認められない。

なお、原告は、本件各支出が条例所定経費に該当しないことに関し、ほかにも種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

2 結論

以上説示したところによれば、その余の争点について判断するまでもなく、本件各支出に関し、被告が本件各議員に対する不当利得の返還及び遅延損害金の支払の請求を怠っているものということはできないから、原告の請求は理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 山 門 優

5

裁判官 小 嶋 順 平

10

裁判官小椋智子は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 山 門 優

15

(別表)

議員氏名		違法支出額 合計 (円)	費目の内訳	対応する 別紙番号
1	稲村建男	2,806,020	調査研究費	1
			人件費	2
2	下沢佳充	2,178,864	調査研究費	3
			人件費	4
3	向出 勉	2,045,270	調査研究費	5
			人件費	6
4	田中敬人	1,411,809	広聴広報費	7
5	藤井義弘	1,210,087	調査研究費	8

(別 紙)

石川県政務活動費運用基準
(マニュアル)

【政務調査費】

平成21年4月 (制定)

平成24年4月 (改訂)

【政務活動費】

平成25年4月 (改訂)

平成26年4月 (改訂)

平成29年4月 (改訂)

石川県議会

目 次

1	政務活動費の概要	1
2	経費の範囲及び使途基準	1
3	支出年度区分などの考え方	2
4	交付等の手続	3
5	証拠書類の整理・保管	4
6	收支報告書等の提出	7
7	調査・相談体制	9
8	政務活動費を充当するのに適しない例	10
9	政務活動費使途基準表	13
10	提出様式	20
(1)	收支報告書（条例別記様式）	
(2)	政務活動報告書（様式1）	
(3)	政務活動費集計表（様式1（付表1））	
(4)	政務活動費月計表（様式1（付表2））	
(5)	領収書添付枠・政務活動費支出証明書（様式2）	
(6)	県外等政務活動結果報告書（様式3）	
(7)	海外政務活動結果報告書（様式4）	
(8)	收支報告書修正書（様式5）	
11	記載例	30
12	条例・規程	40

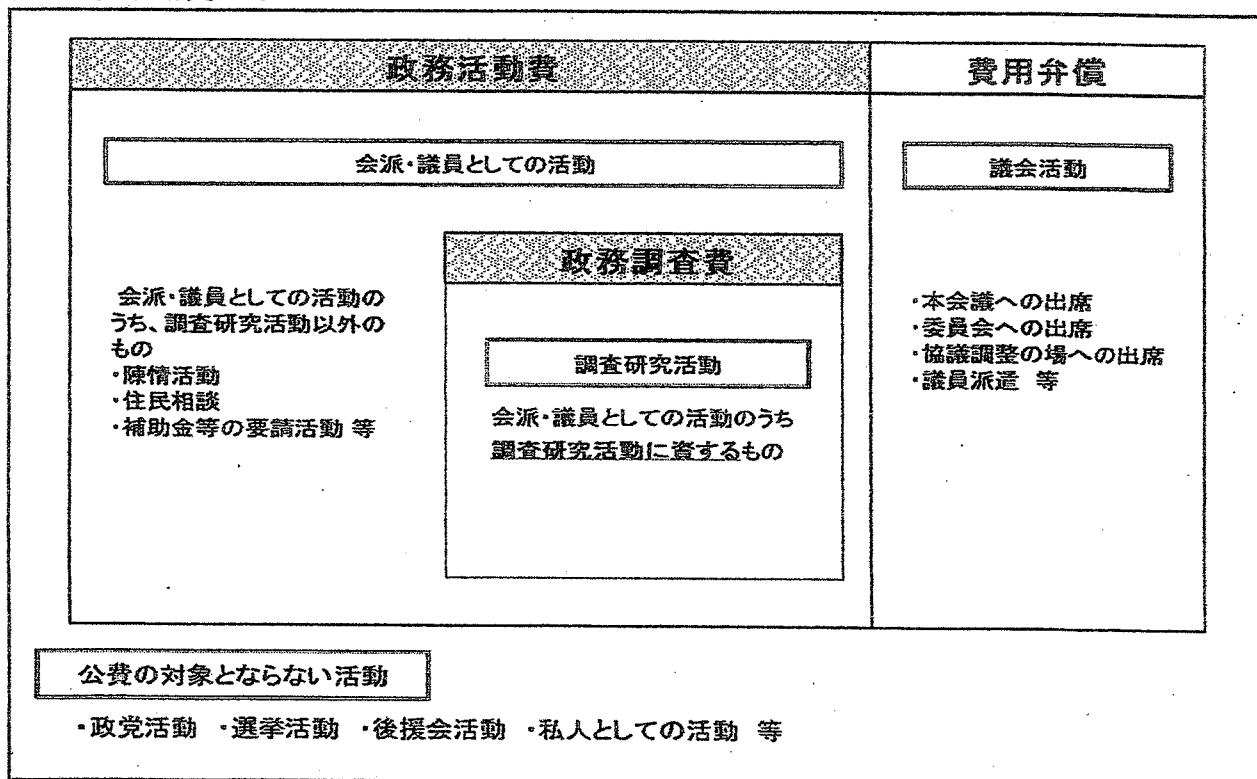
1 政務活動費の概要

(1) 政務調査費から政務活動費へ

第180回通常国会(平成24年)に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」に対し、国会において、現在の「政務調査費」を「政務活動費」とする修正がなされ成立した。

同修正により、政務調査費については、①名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、②政務活動費を充てができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとし、③議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする、とされた。

(2) 政務活動費のイメージ



2 経費の範囲及び使途基準

政務活動費に充当できるのは、条例第二条に掲げる「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」であり、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、その使途基準は、P13「政務活動費使途基準表」のとおりとする。

4 交付等の手続

(1) 交付の方法

① 交付対象（条例第3条）

政務活動費は、石川県議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及びその所属議員に対し交付する。

② 政務活動費の額及び交付の方法（条例第4条）

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

交付の方法は、会派ごとに、次の掲げる方法のいずれかによるものとする。

ア 会派に交付する方法

イ 議員に交付する方法

ウ 会派及び議員に交付する方法

なお、月の途中に、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月分の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

③ 交付決定（条例第5条、6条、7条）

会派は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長に会派の届出をし、議長は、その届出を受けたときは、知事へ通知しなければならない。

知事は、その通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

④ 請求及び交付（条例第8条）

会派の代表者及びその所属議員は、知事から交付決定を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

ただし、当該四半期の途中に議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属するまでの月数分を請求するものとする。

知事は、当該請求に基づき、速やかに政務活動費を交付するものとする。

5 証拠書類の整理・保管

(1) 整理・保管の義務（規程第7条）

会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を当該政務活動費の收支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 整理・保管する証拠書類

会派の経理責任者及び議員において整理・保管しておく証拠書類は、以下のとおりとする。

なお、証拠書類には、議長へ提出が必要なものと、会派及び議員において適正に整理・保管しておくものがある。

会派及び議員が整理・保管する証拠書類 (5年間保存)	議長に提出する書類 (議長が5年間保存)
<p>【写しの保管】</p> <p>収支報告書（条例別記様式）</p> <p>【原本の保管】</p> <p>政務活動報告書（様式1）</p> <p>政務活動費集計表（様式1（付表1））</p> <p>政務活動費月計表（様式1（付表2））</p> <p>領収書・支出証明書（様式2）</p> <p>県外等政務活動結果報告書（様式3）</p> <p>海外政務活動結果報告書（様式4）</p> <p>預金通帳、貯金通帳</p> <p>賃貸借契約書</p> <p>雇用契約書</p> <p>委託契約書・成果物</p> <p>その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など</p>	<p>【原本の提出】</p> <p>収支報告書（条例別記様式）</p> <p>【写しの提出】</p> <p>政務活動報告書（様式1）</p> <p>政務活動費集計表（様式1（付表1））</p> <p>政務活動費月計表（様式1（付表2））</p> <p>領収書・支出証明書（様式2）</p> <p>県外等政務活動結果報告書（様式3）</p> <p>海外政務活動結果報告書（様式4）</p>

① 政務活動報告書

日々の政務活動の状況について、「政務活動報告書」（様式1）を作成すること。

なお、政務活動報告書は、収支報告書作成の基となるため、漏れのないように記載すること。

② 領収書

領収書については、「領収書添付枠」（様式2）に貼り付けること。

領収書の記載事項

政務活動費に充当する支出に係る領収書については、下記の事項の記載を求めるものとする。なお、紙面等の関係上領収書に記載ができない場合には、請求書又は納品書を併せて添付し、内容を明らかにするものとする。

- ① あて名（原則：議員本人名）
 - ② 金額
 - ③ 発行（受領）年月日
 - ④ 発行者（受領者）、発行者印（レシートを除く。）
 - ⑤ 内容（領収書但し書きに記載を求めるもの。紙面上の制約がある場合は納品書を添付）
- ※ レシート等の場合で内容が記載されていない場合は、領収書貼付用紙の余白に記載すること。
- ※ 会派及び議員が行う県政報告会などの会議の場合は、開催案内文の写しを添付すること。

③ 支出証明書

領収書を徴しがたい場合は、様式2下段「政務活動費支出証明書」欄に記入すること。

支出証明書によることができる支出

領収書の添付を原則とするが、次の支出については支出証明書による報告を可能とする。

- ① 運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）
 - ② その他（預金口座引き落としによる支出等）
- ※ 預金口座引き落としにより支払いがなされる場合は、当該引き落としを証する預金通帳の写し（該当部分のみ）を添付すること。

④ 県外等政務活動結果報告書

次に掲げる政務活動については、「県外等政務活動結果報告書」（様式3）を作成すること。

ア 富山県及び福井県を除く県外における政務活動

イ 石川県、富山県及び福井県における宿泊を伴う政務活動

⑤ 海外政務活動結果報告書

海外における政務活動については、「海外政務活動結果報告書」（様式4）を作成すること。

6 収支報告書等の提出

(1) 提出に関する手続等

① 提出書類（条例第9条）

会派の代表者及びその所属議員は、収支報告書及びその報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを議長に提出しなければならない。

② 提示書類

①の提出書類に併せて、賃貸借契約書、雇用契約書など保管する証拠書類を提示すること。

③ 提出等の期限（条例第9条）

ア 年度分

交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

イ 会派が消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散により議員でなくなった場合

会派が消滅した日又は議員でなくなった日の属する月までの分を、その日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

④ 提出後の修正

提出した収支報告書に修正がある場合は、速やかに収支報告書修正書（様式5）並びに修正後の収支報告書及び関係書類を議長に提出しなければならない。

⑤ 残余額の返還（条例第10条）

会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、残余額を知事に返還しなければならない。

(2) 閲覧（条例第11条第2項、3項、規程第8条）

次のとおり、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中に行うものとする。

① 前記③により提出された書類は、提出期限の翌日から起算して90日を経過した
日の翌日から閲覧を行うものとする。

② ④により提出された書類については、提出後、速やかに閲覧を行うものとする。

(3) インターネットによる公開

収支報告書（条例別記様式）は、閲覧に併せ議会ホームページで公開する。

8 政務活動費を充当するのに適しない例

◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 党大会への出席
- ・ 県連(政党等)活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党的広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 政党组织の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党的役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- ・ 慶弔餞別費等(病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
- ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)
- ・ 宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等)
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

« 科 目 別 »

＜会議費＞

次の経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合
- ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- ・ 議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席
- ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食

〔例 「公職選挙法」(第199条の2)〕

寄附に該当する経費

(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

＜事務所費＞

次の経費への支出は資産形成(政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等)と憶測されるので政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

《会費として支出するのに適しない例》

次の会費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。

- ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費

- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等

[例]

- 町内会費、公民館費、壮年会費、P T A会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等
- 政党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費
- 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費
- 宗教団体の会費
- 冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等)
- 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

① 調 査 研 究 費	①【調査研究費】		
	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費		
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等		
	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
	交通費	JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶 タクシー等(緊急の場合、公共交通機関が不便であるなど合理的な理由がある場合) レンタカー 高速道路等利用料、駐車料金	<p>○ 実費 交通費は実費であることが原則であるが、特にタクシー等の場合は、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきと考える。</p> <p>※ 親族(配偶者等)が随行する場合は、必要性(介助など)を明確にする必要がある。 なお、親族に係る経費は充当できない。 (宿泊料の充当も同様に不可)</p>
		自家用車利用経費 (ガソリン代)	<p>① 走行距離で積算する場合 1Km当たり 37円 (本県応招旅費の現行単価)</p> <p>② 挿分する場合 1台限り、1/3以内 (この場合は一括して⑨事務費に計上) ※ 年間を通じて、①、②どちらかの方法を選択</p>
		日当	○ 充當不可
	宿泊料 (国内の場合)	1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など	<p>○ 実費とし、費用弁償の額を上限とする 甲地 14,800円(注1) 乙地 13,300円(注2)</p> <p>(注1)甲地 さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市</p> <p>(注2)乙地は上記以外の地域</p>
	借上料	会場借上料 機材借上料	○ 実費
	印刷製本費	資料印刷費 (コピー代含む)	○ 実費
	通信運搬費	文書通信費 (郵便料等)	○ 実費 文書通信費には、調査研究のためのファックス、電子メール等紙媒体以外の通信も含む。(他の経費についても同じ)
	講師謝金等	謝金等	○ 実費 (運転手への謝礼も含む)
	委託料	業務委託料 (調査委託料など)	○ 実費 調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。

主な支出 費目の例	内 容	使途基準の考え方
会費等	会費についての考え方について は、12頁「会費として支出するのに適しない例」を参照	<p>○ 実費 (ただし、飲食を伴う場合は5,000円以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種議員連盟の会費 など 議連も含め会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであるかがます基準になる。 また、経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体(例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等)の会費については適当ではない。 ・国會議員・都道府県議会議員・市町村議会議員同士の懇談会は不可
消耗品費	事務用消耗品 看板製作代	<p>○ 実費</p>
食糧費	飲食代、弁当代 ・会派及び議員主催の会議等での提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	<p>○ 実費 ・5,000円以内(1人当たり)</p> <p>公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること、を前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店舗等における飲食は不可 (飲食店舗とは、バー、クラブ、スナック、パブ、居酒屋、ピヤガーデン、割烹、懷石料理、うなぎ、しゃぶしゃぶ、すし、回転すし、ふぐ、かに、そば、うどん、お好み焼きその他の和食の店、天ぷら、とんかつ、ラーメン店、中華料理店、韓国料理、焼肉店、洋食レストラン(ホテル内のレストラン、イタリアーレストラン、ファミリーレストラン等)等 ・主催者分(会派及び議員)の経費は不可
	茶菓子等 ・会派及び議員主催の会議等での茶菓子提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	<p>○ 実費 ・1,000円以内(1人当たり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶菓子等とは、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子

項目	1 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費		
	支出費目 研修参加費、交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等		
② 研修費	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
	研修参加費	研修会、講演会等へ参加する際の負担金、参加費等	<input checked="" type="radio"/> 実費 ・「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含む。
	交通費		前記の①調査研究費の基準に同じ
	食糧費		
項目	③【広聴広報費】 会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費		
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、委託料、消耗品費、食糧費 等		
③ 広聴 広報費	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
	交通費		前記の①調査研究費の基準に同じ
	通信運搬費	文書通信費(郵便料等) インターネット接続料 ホームページのプロバイダ利用料	・「広聴」は、幅広く県民、地域住民等から意見を聴取することを想定している。 ・「県政に関する政策等」の「等」は、会派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである。 ・会場を借りて県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。 ・広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。
	委託料	業務委託料	
	消耗品費	事務用消耗品 看板製作代	
	食糧費		
項目	④【要請陳情等活動費】 会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費		
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費 等		
④ 要請 陳情 等活動費	主な支出費目の例	内 容	使途基準の考え方
	交通費		前記の①調査研究費の基準に同じ
	通信運搬費		・「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などが想定される。 ・「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」(⑤会議費)とは区別している。 ・「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものである。

項目 ⑩ 人 件 費	(4)【人件費】 会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費		
	支出費目 人件費	内 容	使途基準の考え方
	主な支出 費目の例		
	人件費	<p>政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務実態があること ・雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要 ・源泉徴収票が提出されている。支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要 	<p>○ 実費</p> <p>按分の場合</p> <p>議員が雇用する場合は1/2以内かつ月15万円以内 会派が雇用する場合は2/3以内</p> <p>※ 議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可 ※ 親族を雇用した場合は、充当不可 (親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族(民法725条))</p> <p>※ 会派及び議員の雇用する職員は、会派及び議員が行う政務活動の補助者として、下記の経費の対象となるので、それぞれの経費に充当する。</p> <p>(対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①調査研究費 ②研修費 ④要請陳情等活動費 ⑤会議費(会派が雇用する場合を除く)

別紙1

稻村建男議員の調査研究費

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出金額 (円)	充当額 (円)	違法額 (円)
1 30 4 4	領収証	3月31日 海外旅行 旅行代金	500,000	491,020	491,020
2 30 4 9	支出証明書	一括支払の為 懇談会の負担金	5,820	5,000	5,000
3 30 4 9	支出証明書	一括支払の為 お土産代	4,000	4,000	4,000
4 30 4 10	支出証明書+	石川県釣り団体協議会 年会費	10,000	10,000	10,000
5 30 4 13	領収書	平成30年度 羽咋市自衛隊家族会 会費	5,000	5,000	5,000
6 30 4 24	領収証	MOA 自然農法羽咋普及会 年会費	5,000	5,000	5,000
7 30 4 25	領収書	平成30年度羽咋市体育協会定例総会 会費	10,000	5,000	5,000
8 30 5 11	支出証明書	石川県野球協会 年会費	50,000	50,000	50,000
9 30 5 11	支出証明書+	小松基地金沢友の会 年会費	10,000	10,000	10,000
10 30 5 11	領収証	石川県日韓親善協会 平成30年度会費	100,000	100,000	100,000
11 30 5 14	※	金沢日仏協会	3,000	3,000	3,000
12 30 5 30	領収書	第6回料理勉強会 会費	12,000	5,000	5,000
13 30 6 7	領収証	平成30年度第14回なごみバーボール大会開会式懇親会会費	10,000	5,000	5,000
14 30 6 11	支出証明書	石川県釣り団体協議会 年会費	10,000	10,000	10,000
15 30 6 11	領収証	英靈にこたえる会 平成30年度会費	10,000	10,000	10,000
16 30 6 20	領収書	石川県ベトナム友好協会設立準備会 会費	10,000	5,000	5,000
17 30 6 21	領収書	平成30年度日中友好促進石川県議会議員連盟 会費(上期分)	3,000	3,000	3,000
18 30 6 21	領収書	平成30年度 日中友好促進石川県議会議員連盟 会費	3,000	3,000	3,000
19 30 6 21	領収書	平成30年度石川県私学振興議員懇話会 会費	6,000	6,000	6,000
20 30 7 3	※	妙成寺文化財をまもる会 会費	10,000	10,000	10,000
21 30 7 10	領収証	石川県日韓親善協会 平成30年度総会懇親会会費	5,000	5,000	5,000
22 30 7 11	支出証明書	羽咋市日中友好協会 年会費	5,000	5,000	5,000
23 30 7 20	領収書	日本会議石川県議会懇話会 年会費	10,000	10,000	10,000
24 30 7 20	領収書	平成30年度のと里山空港利用促進議員連盟 会費	10,000	10,000	10,000
25 30 7 20	領収書	平成30年度 小松空港国際化促進石川県議会議員連盟 会費	10,000	10,000	10,000
26 30 7 20	領収書	平成30年度石川県議会農業研究会 会費	10,000	10,000	10,000
27 30 8 1	支出証明書+	金沢市自衛隊協力会 年会費	10,000	10,000	10,000
28 30 8 9	支出証明書+	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合創立60周年講座・式典・祝賀会会費	10,000	5,000	5,000
29 30 8 10	※	石川県教育振興会	5,000	5,000	5,000
30 30 9 13	支出証明書+	石川県日伯協会年会費	30,000	30,000	30,000
31 30 10 15	支出証明書+	中能登森林組合年会費	18,000	18,000	18,000

32	30	10	17	領収書	県政同志会勉強会会費	5,000	5,000	5,000
33	30	11	21	領収書	県政同志会意見交換会会費	5,000	5,000	5,000
34	30	12	5	領収書	もっと仲良く韓国・日本2018年忘れの会参加費	5,000	5,000	5,000
35	30	12	8	領収書	山田修路2018国政報告会会費	10,000	5,000	5,000
36	30	12	11	領収証	平成30年度羽咋市体育協会年会費	20,000	20,000	20,000
37	31	1	11	支出証明書+	日本国際交流センタ一年会費	5,000	5,000	5,000
38	31	1	16	領収証	2019年度(公社)羽咋青年会議所新春交流会会費	8,000	5,000	5,000
39	31	1	29	領収書	顧問会・懇親会会費	7,000	5,000	5,000
40	31	2	3	領収書	会費	10,000	5,000	5,000
41	31	2	12	※	海上保安友の会能登支部	4,000	4,000	4,000
42	31	2	21	領収書	石川県ロシア協会平成30年度分会費	10,000	10,000	10,000
43	31	3	12	※※	一般社団法人MOAインターナショナル	6,000	6,000	6,000
44	31	3	20	領収書	石川県議会砂防事業促進研究会 平成30年度会費	3,000	3,000	3,000
45	31	3	21	領収証	平成30年度MOA議員連盟会費	60,000	60,000	60,000
						1,006,020	1,006,020	

※ 振替払込請求書兼受領証

※※ 払込受領書

別紙2

稻村建男議員の人物費

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	(円)	(円)	(円)
			支出金額	充当額	違法額
1 30 4 10	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
2 30 5 11	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
3 30 6 11	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
4 30 7 11	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
5 30 8 10	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
6 30 9 11	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
7 30 10 12	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
8 30 11 10	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
9 30 12 11	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
10 31 1 15	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
11 31 2 12	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
12 31 3 12	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
			1,800,000	1,800,000	

別紙3

下沢佳充議員の調査研究費

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	(円)	(円)	(円)
			支出金額	充当額	違法額
1 30 5 26	領収証	石川県栄養士会交流会会費	10,000	5,000	5,000
2 30 5 30	領収書	第6回料理勉強会会費	10,000	5,000	5,000
3 30 5 31	領収書	平成30年度金沢市海岸砂防協会総会懇親会会費	10,000	5,000	5,000
4 30 6 21	領収書	平成30年度石川県日韓親善協会会費	10,000	10,000	10,000
5 30 6 21	領収書	平成30年度石川県私学振興議員懇話会会費	6,000	6,000	6,000
6 30 6 21	領収書	平成30年度日台友好促進石川県議会議員連盟年会費	3,000	3,000	3,000
7 30 6 23	領収書	平成30年度日中友好促進石川県議会議員連盟年会費(上期分)	3,000	3,000	3,000
8 30 6 26	領収書	研修会費	10,000	5,000	5,000
9 30 7 10	支出証明書+	北國新聞政経懇話会年会費(上期分)	90,432	90,432	90,432
10 30 7 10	領収証	石川県日韓親善協会平成30年度総会懇親会会費	5,000	5,000	5,000
11 30 7 20	領収書	平成30年度のと里山空港利用促進議員連盟会費	10,000	10,000	10,000
12 30 7 20	領収書	平成30年度小松空港国際化促進石川県議会議員連盟会費	10,000	10,000	10,000
13 30 7 20	領収書	平成30年度石川県議会農業研究会会費	10,000	10,000	10,000
14 30 7 20	領収書	日本会議石川県議会懇話会年会費	10,000	10,000	10,000
15 30 9 12	領収証	武蔵商店街振興組合H30年度会費	10,000	10,000	10,000
16 30 9 24	領収証	石川県アイスホッケー連盟懇親会会費	10,000	5,000	5,000
17 30 11 22	領収書	「2018エーベン金沢シーズン報告会」会費	6,000	5,000	5,000
18 30 12 10	支出証明書+	北國新聞政経懇話会年会費(下期分)	90,432	90,432	90,432
19 30 12 21	領収書	平成30年度日中友好促進石川県議会議員連盟年会費(下期分)	3,000	3,000	3,000
20 30 12 21	領収書	北陸3県議会議員研修会、意見交換会参加費	5,000	5,000	5,000
21 31 1 8	領収書	金沢中心商店街武蔵活性化協議会会費	10,000	10,000	10,000
22 31 2 21	領収書	石川県ロシア協会平成30年度分会費	10,000	10,000	10,000
23 31 3 20	領収書	石川県懇金砂防事業促進研究会平成30年度会費	3,000	3,000	3,000
24 31 3 21	領収証	平成30年度MOA議員連盟会費	60,000	60,000	60,000
				378,864	378,864

別紙4

下沢佳充議員の人物費

支出期日			支出証拠	支出内容	支出金額	(円)	(円)	(円)
年	月	日				充当額	違法額	
1	30	4 27	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
2	30	5 31	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
3	30	6 29	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
4	30	7 31	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
5	30	8 31	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
6	30	9 26	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
7	30	10 31	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
8	30	11 30	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
9	30	12 28	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
10	31	1 31	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
11	31	2 28	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
12	31	3 29	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000	
						1,800,000	1,800,000	

別紙5

向出勉議員の調査研究費

支出期日			支出証拠	支出内容	支出金額	(円)	(円)	(円)
年	月	日				充当額	違法額	
1	30	4 3	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330	
2	30	4 3	支出証明書	ETC利用 片山津一金沢西	570	570	570	
3	30	4 3	支出証明書	ETC利用 金沢西一片山津	1,010	1,010	1,010	
4	30	4 4	無	【 ガソリン代 (37円) 】	444	444	444	
5	30	4 7	無	【 ガソリン代 (37円) 】	259	259	259	
6	30	4 12	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,702	1,702	1,702	
7	30	4 23	無	【 ガソリン代 (37円) 】	555	555	555	
8	30	4 25	無	【 ガソリン代 (37円) 】	592	592	592	
9	30	5 1	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330	
10	30	5 1	支出証明書	ETC利用 片山津一金沢西	1,010	1,010	1,010	
11	30	5 1	支出証明書	ETC利用 金沢西一片山津	1,010	1,010	1,010	
12	30	5 7	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330	
13	30	5 7	支出証明書	ETC利用 片山津一金沢西	1,010	1,010	1,010	
14	30	5 7	支出証明書	ETC利用 金沢西一片山津	1,010	1,010	1,010	
15	30	5 15	無	【 ガソリン代 (37円) 】	740	740	740	
16	30	5 16	無	【 ガソリン代 (37円) 】	888	888	888	
17	30	5 21	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,702	1,702	1,702	
18	30	5 23	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,110	1,110	1,110	
19	30	5 24	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296	
20	30	5 25	無	【 ガソリン代 (37円) 】	925	925	925	
21	30	5 30	無	【 ガソリン代 (37円) 】	222	222	222	
22	30	5 31	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330	
23	30	5 31	支出証明書	ETC利用 片山津一金沢西	1,010	1,010	1,010	
24	30	5 31	支出証明書	ETC利用 金沢西一片山津	1,010	1,010	1,010	
25	30	6 10	無	【 ガソリン代 (37円) 】	851	851	851	
26	30	6 19	無	【 ガソリン代 (37円) 】	259	259	259	
27	30	6 21	領収書	平成30年度石川県日韓親善協会会費	10,000	10,000	10,000	
28	30	6 21	領収書	平成30年度石川県私学振興議員懇話会会費	6,000	6,000	6,000	
29	30	6 21	領収書	平成30年度日中友好促進石川県議会議員連盟年会費(上期分)	3,000	3,000	3,000	
30	30	6 21	領収書	平成30年度日台友好促進石川県議会議員連盟年会費	3,000	3,000	3,000	
31	30	6 21	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296	

32	30	6	22	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330
33	30	6	22	支出証明書	ETC利用 片山津ー金沢西	1,010	1,010	1,010
34	30	6	22	支出証明書	ETC利用 金沢西ー片山津	1,010	1,010	1,010
35	30	6	24	無	【 ガソリン代 (37円) 】	259	259	259
36	30	7	6	無	【 ガソリン代 (37円) 】	740	740	740
37	30	7	7	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,478	3,478	3,478
38	30	7	7	支出証明書	ETC利用 片山津ー金沢西	710	710	710
39	30	7	7	支出証明書	ETC利用 金沢西ー片山津	710	710	710
40	30	7	17	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330
41	30	7	17	支出証明書	ETC利用 片山津ー金沢西	1,010	1,010	1,010
42	30	7	17	支出証明書	ETC利用 金沢西ー片山津	1,010	1,010	1,010
43	30	7	17	無	【 ガソリン代 (37円) 】	666	666	666
44	30	7	19	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,702	1,702	1,702
45	30	7	20	領収書	平成30年度のと里山空港利用促進議員連盟会費	10,000	10,000	10,000
46	30	7	20	領収書	平成30年度石川県議会農業研究会会費	10,000	10,000	10,000
47	30	7	20	領収書	平成30年度小松空港国際化促進石川県議会議員連盟会費	10,000	10,000	10,000
48	30	7	20	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
49	30	7	21	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
50	30	7	27	無	【 ガソリン代 (37円) 】	555	555	555
51	30	7	29	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330
52	30	7	31	無	【 ガソリン代 (37円) 】	666	666	666
53	30	8	17	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330
54	30	8	17	支出証明書	ETC利用 片山津ー金沢西	1,010	1,010	1,010
55	30	8	17	支出証明書	ETC利用 金沢西ー片山津	1,010	1,010	1,010
56	30	8	21	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
57	30	8	25	無	【 ガソリン代 (37円) 】	333	333	333
58	30	9	2	無	【 ガソリン代 (37円) 】	666	666	666
59	30	9	16	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
60	30	9	23	無	【 ガソリン代 (37円) 】	222	222	222
61	30	9	24	無	【 ガソリン代 (37円) 】	222	222	222
62	30	9	29	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,478	3,478	3,478

63	30	9	29	支出証明書	ETC利用 片山津ー金沢西	710	710	710
64	30	9	29	支出証明書	ETC利用 金沢西ー片山津	710	710	710
65	30	10	5	支出証明書	ETC利用 金沢西ー片山津	1,010	1,010	1,010
66	30	10	5	支出証明書	ETC利用 小松ー金沢西	780	780	780
67	30	10	5	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330
68	30	10	12	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,552	3,552	3,552
69	30	10	12	支出証明書	ETC利用 片山津ー金沢西	1,010	1,010	1,010
70	30	10	12	支出証明書	ETC利用 金沢西ー片山津	1,010	1,010	1,010
71	30	10	14	無	【 ガソリン代 (37円) 】	555	555	555
72	30	10	28	無	【 ガソリン代 (37円) 】	740	740	740
73	30	11	8	無	【 ガソリン代 (37円) 】	740	740	740
74	30	11	12	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330
75	30	11	12	支出証明書	ETC利用 片山津ー金沢西	1,010	1,010	1,010
76	30	11	12	支出証明書	ETC利用 金沢西ー片山津	1,010	1,010	1,010
77	30	21	14	無	【 ガソリン代 (37円) 】	851	851	851
78	30	11	15	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330
79	30	11	15	支出証明書	ETC利用 片山津ー金沢西	1,010	1,010	1,010
80	30	11	15	支出証明書	ETC利用 金沢西ー片山津	1,010	1,010	1,010
81	30	11	18	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,478	3,478	3,478
82	30	11	18	支出証明書	ETC利用 片山津ー金沢西	710	710	710
83	30	11	18	支出証明書	ETC利用 金沢西ー片山津	710	710	710
84	30	12	2	無	【 ガソリン代 (37円) 】	370	370	370
85	30	12	3	無	【 ガソリン代 (37円) 】	925	925	925
86	30	12	10	無	【 ガソリン代 (37円) 】	666	666	666
87	30	12	14	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330
88	30	12	14	支出証明書	ETC利用 片山津ー金沢西	1,010	1,010	1,010
89	30	12	14	支出証明書	ETC利用 金沢西ー片山津	1,010	1,010	1,010
90	30	12	17	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,480	1,480	1,480
91	30	12	21	領収書	平成30年度日中友好促進石川県会議員連盟年会費(下期分)	3,000	3,000	3,000
92	30	12	26	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330
93	30	12	26	支出証明書	ETC利用 片山津ー金沢西	1,010	1,010	1,010

94	30	12	26	支出証明書	ETC利用 金沢西一小松	780	780	780
95	31	1	6	無	【 ガソリン代 (37円) 】	444	444	444
96	31	1	6	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
97	31	1	8	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330
98	31	1	8	支出証明書	ETC利用 片山津一金沢西	1,010	1,010	1,010
99	31	1	8	支出証明書	ETC利用 金沢西一片山津	1,010	1,010	1,010
100	31	1	9	無	【 ガソリン代 (37円) 】	370	370	370
101	31	1	15	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,330	3,330	3,330
102	31	1	15	支出証明書	ETC利用 片山津一金沢西	1,010	1,010	1,010
103	31	1	15	支出証明書	ETC利用 金沢西一片山津	1,010	1,010	1,010
104	31	1	17	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,702	1,702	1,702
105	31	1	23	無	【 ガソリン代 (37円) 】	259	259	259
106	31	2	10	無	【 ガソリン代 (37円) 】	370	370	370
107	31	2	24	無	【 ガソリン代 (37円) 】	333	333	333
108	31	3	4	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
109	31	3	7	無	【 ガソリン代 (37円) 】	333	333	333
110	31	3	10	無	【 ガソリン代 (37円) 】	888	888	888
111	31	3	20	領収書	石川県議会砂防事業促進研究会 平成30年度会費	3,000	3,000	3,000
112	31	3	20	領収証	平成30年度MOA議員連盟会費	60,000	60,000	60,000
						245,270	245,270	

別紙6

向出勉議員の人物費

支出期日 年 月 日	支出証拠	支 出 内 容	(円)	(円)	(円)
			支出金額	充当額	違法額
1 30 4 5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
2 30 5 2	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
3 30 6 5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
4 30 7 5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
5 30 8 3	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
6 30 9 5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
7 30 10 5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
8 30 11 5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
9 30 12 5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
10 30 12 28	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
11 31 2 5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
12 31 3 5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
				1,800,000	1,800,000

別紙7

田中敬人議員の広聴広報費

支出期日				支出証拠	支出内容	支出金額	(円)	(円)	(円)
年	月	日					充当額	違法額	
1	30	4	24	領収証	オーイオチャ緑茶紙パック 5点	4,210	4,210	4,210	
2	30	4	24	領収証	おーいお茶緑茶 (ケース1	2,520	2,520	2,520	
3	30	4	25	領収証	おーいお茶緑茶 紙パック	3,183	3,183	3,183	
4	30	4	26	領収書	会場使用料	71,280	71,280	71,280	
5	30	5	21	領収証	会場費 5月22日	20,000	20,000	20,000	
6	30	6	5	領収書	2018夏葉書(無地) 400枚	24,800	24,800	24,800	
7	30	6	11	領収証書	使用料金 使用日 30年6/25	14,440	14,440	14,440	
8	30	6	14	領収証	オーイオチャ緑茶紙パック 8点	6,736	6,736	6,736	
9	30	6	14	領収証	室料	3,500	3,500	3,500	
10	30	6	18	領収書	2018夏葉書(無地) 200枚	12,400	12,400	12,400	
11	30	6	25	領収証	オーイオチャ緑茶紙パック 12点	10,104	10,104	10,104	
12	30	6	25	領収証書	使用料金 使用日 30年6/25	2,810	2,810	2,810	
13	30	7	4	領収証書	総合体育館 H30.7.23(月) 第1会議室	4,050	4,050	4,050	
14	30	7	13	領収証	8/7(火) 会場費	7,200	7,200	7,200	
15	30	7	19	領収証	7月19日分 地場産業振興センター使用料	12,140	12,140	12,140	
16	30	7	23	領収証	オーイオチャ緑茶紙パック 10点	8,420	8,420	8,420	
17	30	7	25	領収書	おーいお茶緑茶 紙パックケ-3コ おーいお茶緑茶 11コ	2,962	2,962	2,962	
18	30	7	26	領収証	会館使用料 7/25 冷房費	13,000	13,000	13,000	
19	30	7	31	領収証	おーいお茶緑茶 紙パック CS 10点	8,420	8,420	8,420	
20	30	7	31	支出証明書+	協同組合 金沢問屋センター 振込支払い	95,256	95,256	95,256	
21	30	8	1	領収証	貸館料	7,500	7,500	7,500	
22	30	8	3	領収証	オーイオチャ緑茶紙パック 10点	8,420	8,420	8,420	
23	30	8	3	領収証	オーイオチャ緑茶紙パック 4点	3,368	3,368	3,368	
24	30	8	6	領収証	会場使用料	5,000	5,000	5,000	
25	30	8	9	領収書	ホール利用料	5,400	5,400	5,400	
26	30	8	20	領収書	通常葉書 200枚 2018夏葉書(無地) 200枚	24,800	24,800	24,800	
27	30	8	31	支出証明書+	株式会社 金正商事 振込支払い	72,360	72,360	72,360	
28	30	8	31	支出証明書+	株式会社 ナカダ 振込支払い	216,000	216,000	216,000	
29	30	9	12	領収書	6月22日 ご利用分	100,332	100,332	100,332	
30	30	10	16	領収証	おーいお茶緑茶 紙パック CS 3点	2,526	2,526	2,526	
31	30	10	20	領収書	通常葉書 100枚	6,200	6,200	6,200	

32	30	10	23	領収証	オーイオチャ緑茶紙パック 5点	4,210	4,210	4,210
33	30	11	28	領収証	会場費	5,000	5,000	5,000
34	30	12	9	領収書	通常葉書 200枚	12,400	12,400	12,400
35	31	1	31	支出證明書+	株式会社 大和印刷社 振込支払い	1,172,124	1,172,124	1,172,124
36	31	2	22	領収書	通常葉書 400枚	24,800	24,800	24,800

1,997,871 1,997,871

別紙8

藤井義弘議員の調査研究費

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	(円)	(円)	(円)
			支出金額	充当額	違法額
1 30 4 4	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
2 30 4 6	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
3 30 4 6	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
4 30 4 6	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
5 30 4 6	領収書	(小松) 基地観桜会	3,000	3,000	3,000
6 30 4 8	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
7 30 4 10	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
8 30 4 12	無	【 ガソリン代 (37円) 】	9,028	9,028	9,028
9 30 4 13	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
10 30 4 15	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
11 30 4 22	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
12 30 4 22	領収証	小松市トランボリン協会 H30年度総会 懇親会会費	10,000	5,000	5,000
13 30 4 24	無	【 ガソリン代 (37円) 】	222	222	222
14 30 4 27	支出証明書+	ETC利用分	2,870	2,870	2,870
15 30 4 29	無	【 ガソリン代 (37円) 】	370	370	370
16 30 4 30	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
17 30 5 3	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
18 30 5 3	領収証	小松市ハンドボール協会 懇親会費	6,000	5,000	5,000
19 30 5 3	領収証	小松市ハンドボール協会 協賛費 (H30)	15,000	15,000	15,000
20 30 5 4	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
21 30 5 10	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
22 30 5 11	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
23 30 5 12	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,108	3,108	3,108
24 30 5 12	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
25 30 5 13	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,110	1,110	1,110
26 30 5 16	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
27 30 5 17	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
28 30 5 19	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
29 30 5 20	無	【 ガソリン代 (37円) 】	666	666	666
30 30 5 21	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
31 30 5 24	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148

32	30	5	24	領収証	小松市文化協会 総会・懇親会費	10,000	5,000	5,000
33	30	5	25	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,332	1,332	1,332
34	30	5	27	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,110	1,110	1,110
35	30	5	27	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
36	30	5	28	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
37	30	5	28	支出証明書+	ETC利用分	7,170	7,170	7,170
38	30	5	30	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
39	30	5	30	領収書	石川県鶴理師会 第6回料理勉強会 会費	10,000	5,000	5,000
40	30	6	1	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
41	30	6	1	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
42	30	6	1		松陽中学校下町内会意見交換会参加費	4,000	4,000	4,000
43	30	6	2	無	【 ガソリン代 (37円) 】	370	370	370
44	30	6	3	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
45	30	6	6	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
46	30	6	9	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
47	30	6	10	無	【 ガソリン代 (37円) 】	592	592	592
48	30	6	10	領収証	五十吉深香会 平成30年度 年会費	20,000	20,000	20,000
49	30	6	11	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
50	30	6	15	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
51	30	6	17	無	【 ガソリン代 (37円) 】	666	666	666
52	30	6	20	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
53	30	6	20	領収書	石川県ベトナム友好協会設立準備会会費	10,000	5,000	5,000
54	30	6	21	領収書	平成30年度石川県日韓親善協会会費	13,000	13,000	13,000
55	30	6	21	領収書	平成30年度日台友好促進石川県議会議員連盟会費	3,000	3,000	3,000
56	30	6	21	領収書	平成30年度日中友好促進石川県議会議員連盟会費(上期分)	3,000	3,000	3,000
57	30	6	21	領収書	平成30年度石川県私学振興議員懇話会会費	6,000	6,000	6,000
58	30	6	24	無	【 ガソリン代 (37円) 】	666	666	666
59	30	6	24	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
60	30	6	24	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
61	30	6	25	領収証	平成30年度県政小松会 年会費	50,000	50,000	50,000
62	30	6	25	領収書	3月31日 海外旅行 ご旅行代金	500,000	491,020	491,020

63	30	6	27	支出証明書+	ETC利用分	1,050	1,050	1,050
64	30	6	28	領収証	小松地区日中友好協会 会費・賛助会費(平成30年度分)	10,000	10,000	10,000
65	30	6	28	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
66	30	6	30	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,108	3,108	3,108
67	30	6	30	領収証	「第57回 西村幸夫街並み塾 in 三国」交流会参加費	5,000	5,000	5,000
68	30	7	1	無	【 ガソリン代 (37円) 】	888	888	888
69	30	7	5	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,664	2,664	2,664
70	30	7	10	領収証	H30年度 年会費	130,000	65,000	65,000
71	30	7	15	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
72	30	7	18	領収証	7/20-21 東京往復航空券・ホテル代	38,300	38,300	38,300
73	30	7	18	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
74	30	7	20	領収書	平成30年度のと里山空港利用促進議員連盟会費	10,000	10,000	10,000
75	30	7	20	領収書	平成30年度 小松空港国際化推進石川県議会議員連盟会費	10,000	10,000	10,000
76	30	7	20	領収書	平成30年度石川県議会農業研究会会費	10,000	10,000	10,000
77	30	7	20	領収書	日本会議石川県議会懇話会会費	10,000	10,000	10,000
78	30	7	21	無	【 ガソリン代 (37円) 】	370	370	370
79	30	7	22	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
80	30	7	22	無	【 ガソリン代 (37円) 】	444	444	444
81	30	7	27	支出証明書+	ETC利用分	1,490	1,490	1,490
82	30	7	28	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,182	3,182	3,182
83	30	7	28	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
84	30	7	29	無	【 ガソリン代 (37円) 】	222	222	222
85	30	7	30	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
86	30	7	30	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
87	30	8	3	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
88	30	8	3	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
89	30	8	3	領収証	小松基地納涼の夕べの会費	3,000	3,000	3,000
90	30	8	4	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
91	30	8	5	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
92	30	8	5	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
93	30	8	5	領収証	創立5周年記念祝賀会参加費	10,000	5,000	5,000

94	30	8	6	無	【 ガソリン代 (37円) 】	222	222	222
95	30	8	7	領収書	平成30年度「鞍掛山を愛する会」会費	5,000	5,000	5,000
96	30	8	7	無	【 ガソリン代 (37円) 】	13,875	13,875	13,875
97	30	8	14	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,184	1,184	1,184
98	30	8	16	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
99	30	8	18	無	【 ガソリン代 (37円) 】	518	518	518
100	30	8	19	無	【 ガソリン代 (37円) 】	888	888	888
101	30	8	22	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
102	30	8	23	無	【 ガソリン代 (37円) 】	740	740	740
103	30	8	23	無	【 ガソリン代 (37円) 】	518	518	518
104	30	8	25	無	【 ガソリン代 (37円) 】	740	740	740
105	30	8	27	支出証明書+	ETC利用分	1,690	1,690	1,690
106	30	9	1	無	【 ガソリン代 (37円) 】	518	518	518
107	30	9	4	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
108	30	9	5	領収証	金沢市カヌー協会 会費 H30年度	10,000	10,000	10,000
109	30	9	6	領収証	小松会会費(上期分)	5,000	5,000	5,000
110	30	9	7	無	【 ガソリン代 (37円) 】	444	444	444
111	30	9	8	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,332	1,332	1,332
112	30	9	8	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
113	30	9	8	領収証	総会及び懇親会会費	5,000	5,000	5,000
114	30	9	9	無	【 ガソリン代 (37円) 】	5,698	5,698	5,698
115	30	9	12	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
116	30	9	14	無	【 ガソリン代 (37円) 】	222	222	222
117	30	9	16	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
118	30	9	16	領収証	航空祭前夜祭会費	8,000	5,000	5,000
119	30	9	17	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
120	30	9	17	領収証	航空祭祝賀会費	4,000	4,000	4,000
121	30	9	18	無	【 ガソリン代 (37円) 】	3,774	3,774	3,774
122	30	9	20	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,184	1,184	1,184
123	30	9	21	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
124	30	9	22	無	【 ガソリン代 (37円) 】	444	444	444

125	30	9	22	無	【 ガソリン代 (37円) 】	370	370	370
126	30	9	22	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
127	30	9	22	領収証	「第58回 西村幸夫街並み塾 in 小松」交流会参加費	5,000	5,000	5,000
128	30	9	23	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,332	1,332	1,332
129	30	9	23	無	【 ガソリン代 (37円) 】	518	518	518
130	30	9	23	無	【 ガソリン代 (37円) 】	444	444	444
131	30	9	24	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
132	30	9	27	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
133	30	9	27	無	石川県職員小松高校会の懇談会費	10,000	5,000	5,000
134	30	9	29	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
135	30	9	30	無	【 ガソリン代 (37円) 】	666	666	666
136	30	9	30	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
137	30	10	6	無	【 ガソリン代 (37円) 】	222	222	222
138	30	10	6	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
139	30	10	6	領収証	「第59回 西村幸夫街並み塾 in 金沢」交流会参加費	5,000	5,000	5,000
140	30	10	7	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
141	30	10	12	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
142	30	10	13	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
143	30	10	14	無	【 ガソリン代 (37円) 】	444	444	444
144	30	10	14	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
145	30	10	16	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
146	30	10	17	無	【 ガソリン代 (37円) 】	962	962	962
147	30	10	17	領収書	県政同志会 勉強会 会費	5,000	5,000	5,000
148	30	10	20	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
149	30	10	20	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
150	30	10	21	無	【 ガソリン代 (37円) 】	370	370	370
151	30	10	22	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
152	30	10	27	無	【 ガソリン代 (37円) 】	5,180	5,180	5,180
153	30	10	28	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
154	30	10	30	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
155	30	11	4	無	【 ガソリン代 (37円) 】	518	518	518

156	30	11	4	無	【 ガソリン代 (37円) 】	592	592	592
157	30	11	4	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
158	30	11	8	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
159	30	11	11	無	【 ガソリン代 (37円) 】	6,882	6,882	6,882
160	30	11	17	無	【 ガソリン代 (37円) 】	518	518	518
161	30	11	18	無	【 ガソリン代 (37円) 】	222	222	222
162	30	11	18	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
163	30	11	18	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
164	30	11	21	無	【 ガソリン代 (37円) 】	1,480	1,480	1,480
165	30	11	21	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
166	30	11	21	領収書	企業訪問 及び 日本航空北陸支店長との意見交換会会費	5,000	5,000	5,000
167	30	11	25	無	【 ガソリン代 (37円) 】	370	370	370
168	30	11	27	支出証明書+	ETC利用分	2,360	2,360	2,360
169	30	12	2	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
170	30	12	8	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
171	30	12	12	無	【 ガソリン代 (37円) 】	222	222	222
172	30	12	12	領収証	小松マリンクラブ 総会 懇親会費	10,000	5,000	5,000
173	30	12	13	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
174	30	12	15	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
175	30	12	19	無	【 ガソリン代 (37円) 】	666	666	666
176	30	12	19	無	【 ガソリン代 (37円) 】	518	518	518
177	30	12	21	領収書	平成30年度日中友好促進石川県議会議員連盟会費(下期分)	3,000	3,000	3,000
178	30	12	27	支出証明書+	ETC利用分	3,510	3,510	3,510
179	31	1	4	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
180	31	1	6	無	【 ガソリン代 (37円) 】	370	370	370
181	31	1	6	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
182	31	1	6	無	【 ガソリン代 (37円) 】	518	518	518
183	31	1	8	領収証	小松市スキー協会 31年度 年間会費	50,000	25,000	25,000
184	31	1	9	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
185	31	1	11	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
186	31	1	13	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148

187	31	1	13	無	【 ガソリン代 (37円) 】	592	592	592
188	31	1	13	無	【 ガソリン代 (37円) 】	666	666	666
189	31	1	16	領収証	石川県カヌー協会 30年度 年会費	30,000	30,000	30,000
190	31	1	16	領収証	小松市カヌー協会 30年度 年会費	20,000	20,000	20,000
191	31	1	18	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
192	31	1	19	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
193	31	1	19	領収書	石川県職員小松会 新年会費	5,000	5,000	5,000
194	31	1	19	領収証	小松会会費(下期分)	5,000	5,000	5,000
195	31	1	20	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
196	31	1	26	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
197	31	1	26	領収証	平成31年小松市文化協会新年総会会費	10,000	5,000	5,000
198	31	1	27	無	【 ガソリン代 (37円) 】	370	370	370
199	31	1	28	支出証明書+	E T C利用分	2,100	2,100	2,100
200	31	1	29	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
201	31	1	29	領収書	石川県調理師会 顧問会・懇親会会費	7,000	5,000	5,000
202	31	1	30	無	【 ガソリン代 (37円) 】	296	296	296
203	31	1	30	領収証書	(公社) 小松市スポーツ協会新年互礼会会費	5,000	5,000	5,000
204	31	2	2	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
205	31	2	10	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
206	31	2	21	領収書	石川県ロシア協会 平成30年度分会費	10,000	10,000	10,000
207	31	2	23	領収書	ハイフライト友の会 平成31年度年会費	12,000	12,000	12,000
208	31	2	24	無	【 ガソリン代 (37円) 】	666	666	666
209	31	3	3	無	【 ガソリン代 (37円) 】	2,294	2,294	2,294
210	31	3	3	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
211	31	3	3	領収書	北國銀行ハンドボール部激励会会費	10,000	5,000	5,000
212	31	3	11	無	【 ガソリン代 (37円) 】	222	222	222
213	31	3	15	領収証	小松市オリエンテーリング協会 年会費(H31年度)	10,000	10,000	10,000
214	31	3	16	無	【 ガソリン代 (37円) 】	444	444	444
215	31	3	17	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
216	31	3	17	領収証	小松マリンクラブ総会会費	10,000	5,000	5,000
217	31	3	19	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148

218	31	3	20	領収書	石川県議会砂防事業促進研究会 平成30年度会費	3,000	3,000	3,000
219	31	3	21	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148
220	31	3	24	無	【 ガソリン代 (37円) 】	740	740	740
221	31	3	27	無	【 ガソリン代 (37円) 】	222	222	222
222	31	3	31	無	【 ガソリン代 (37円) 】	148	148	148

1,210,087 1,210,087

(別紙)

田中議員の県政報告会

番号	開催日	会場
1	4月26日	マリアージュ金沢
2	5月22日	極楽寺
3	6月14日	金沢市医王山公民館
4	6月22日	ヴィラ・グランディス ウエディングリゾート金沢 本館
5	6月25日	金沢歌劇座3階 第6会議室
6	7月18日	金沢流通会館 1階・大ホール
7	7月19日	石川県地場産業振興センター本館3階・第4研修室
8	7月23日	金沢市総合体育館 第1会議室
9	7月24日	株式会社正花園 2階
10	7月25日	森本商工会
11	8月1日	小坂公民館
12	8月3日	西泉会館
13	8月6日	末町会館
14	8月7日	三馬公民館
15	8月8日	JA金浦支店 2階ホール
16	10月11日	フォレスト

(注1) 開催日は、いずれも平成30年である。

これは正本である。

令和3年4月12日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 小坂

